

平成22年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

平成23(2011)年6月  
広島文教女子大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等 . . . . .	1
II. 沿革と現況 . . . . .	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .	12
基準 1 使命・目的等 . . . . .	12
基準 2 学修と教授 . . . . .	16
基準 3 経営・管理と財務 . . . . .	38
基準 4 自己点検・評価 . . . . .	47
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 . . . . .	50
基準 A 社会連携 . . . . .	50

## I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

広島文教女子大学（以下、「本学」という。）の建学の精神、基本理念の核をなしているのは、昭和23（1948）年に創設者武田ミキによって掲げられた、次の3箇条の学園訓である。

- 一、真理を究め 正義に生き 勤労を愛する人になりましょう。
- 一、責任感の強い 逞しい実践力のある人になりましょう。
- 一、謙虚で優雅な人になりましょう。

学園訓は、昭和22（1947）年に制定された、当時の教育基本法の精神を踏まえつつ、戦前から女子教育一筋に生きてきた創設者の貴重な実践の中から生み出されたもので、常に本学の精神的な拠りどころとされてきた。

日本がようやく戦後の復興に向けて立ち上がろうとした昭和23（1948）年、武田ミキは“真実に徹した堅実なる女性の育成”を建学の精神に掲げ、広島市北郊に位置する可部の地に広島県可部女子専門学校を設立した。その後、学園は、2度にわたる校舎火災、適地を求めての幾度かの移転、あるいは資金調達など幾多の困難を乗り越えながら、創設者の教育に対する比類のない情熱に支えられ、広島県可部女子高等学校、可部女子短期大学の設立を経て、昭和41（1966）年には広島文教女子大学を開学、さらに、昭和61（1986）年には広島地区の女子大学では初となる大学院文学研究科を開設するなど、女子教育のための総合学園として着実な発展を遂げ、今日に至っている。

学園の発展を支えてきたのは、創設者が掲げた3箇条の学園訓と、「心を育て 人を育てる」という揺るぎない教育理念である。「育心育人」の教育理念について、武田ミキは自叙伝『育心』の中で次のように述べている。

要は心を育てる教育、知識技能の断片的な教育でなく教育が生活に結びつく教育、女性の性能の伸長教育によって、実力ある、役に立つ、間に合う人間の育成に力を入れているのである。

女性の持てる才能を伸ばし育てることによって、自立の精神と職業意識を身につける。まさしく実践を重んじる創設者の面目躍如といった言葉である。しかし、ここで忘れてならないのは、その前提として「心を育てる教育」が挙げられている点である。実践力の土台をなすのは、何よりもまず「人づくり」である。これは今日まで本学の教育活動の中に一貫して受け継がれているところである。

### 2. 使命と目的

「広島文教女子大学学則」第1章第1条には、目的及び使命を、次のように規定している。

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。

本学は、平成12（2000）年度に学部名称を文学部から人間科学部に変更するとともに、従来からの初等教育学科に加えて、国文学科・英文学科を人間言語学科・人間文化学科に改

組転換し、人間福祉学科を新設した。さらに、平成14(2002)年度からは心理学科・人間栄養学科を増設した。これに伴い、平成16(2004)年度をもって短期大学部専攻科栄養専攻を廃止し、それぞれの分野からの人間科学の探求を通して、社会に役立つ人材を育成する四年制大学となった。また、平成22(2010)年度にはグローバルコミュニケーション学科を開設し、これに併せて人間言語学科の学生募集を停止した。

本学が、「二度目の開学」と言えるほどの一大改革に踏み切った理由は、ますます複雑化・多様化する現代社会の諸問題を解決するためには、人間を中心に据えた「知」の再構成を図ることが不可欠であり、それこそが、創設者武田ミキが掲げる「育心育人」の教育理念を継承し発展させていく道であるとの認識に基づくものであった。

各学科は、大学の理念・目的を踏まえつつ、それぞれの専門的な立場から“正しい判断力とたくましい実践力を身につけた人材”の養成に取り組んできた。各学科の人材育成目標を以下に掲げる。

(人間言語学科)

言葉についての深い理解に裏打ちされた、心を伝え合う力を備えた人材の養成。

(人間文化学科)

現代社会をしなやかに生き抜いていくための幅広い文化的素養を持つ教養人の養成。

(初等教育学科)

教育に関する専門的な知識や技能を修得し、主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材の養成。

(人間福祉学科)

誰もが安心して生き生きと暮らすことができる、福祉社会を支える知識技能を持った心豊かな人材の養成。

(心理学科)

心身の健康に関する専門的な知識や技能を身につけた、リーダーとして地域に貢献できる人材の養成。

(人間栄養学科)

人の健康及び食に関する専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材の養成。

(グローバルコミュニケーション学科)

実践的な英語力を身につけ、グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材の養成。

(大学院)

人間の教育・健康及び社会福祉の分野において、高度な専門的知識と研究能力、優れた実践力を身につけることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の養成。

各学科はこうした人材養成の目標を掲げて、専門分野はもとより社会の多方面で活躍が期待される人材を輩出している。このことは、本学教育の理念・目的が、社会の要請に適ったものであることを示している。

### 3. 大学の個性と特色

本学は、平成15（2003）年度から学園を挙げて取り組んできたプロジェクト「育心育人21」によって、改革へ大きく舵を切ることになった。このプロジェクトは、戦後高等教育が未曾有の転換期を迎えるなかで、21世紀に通用する価値ある独自性を持った学園ビジョン・大学ミッションの構築を通して、大学の組織と運営の在り方について根本的な見直しを行い、今後の改革への出発点にしようとするものであった。まず、学園ビジョンを以下に掲げる。

- 一、われわれは、自らの心を育て人の心に働きかける力を身につけた人材を育成します。
- 一、われわれは、豊かな知性とたくましい行動力で未来を切り拓く人材を育成します。
- 一、われわれは、共に支えあい高めあう社会の実現を目指します。

この学園ビジョンは、学園訓に込められた〈建学のこころ〉と現代社会の要請とを改めて確認しながら、創設者の掲げる教育理念に基づく人間教育の伝統をさらに次世代へと継承・発展させ、そうした教育活動を通して地域社会への貢献を力強く謳ったものである。

さらに、これを受けて、本学が果たすべきミッションを、次の3箇条にまとめた。

- 一、広島文教女子大学は、謙虚で優雅な人間性を育むとともに、やさしくあたたかい心で他者を思いやることのできる人を育成します。
- 一、広島文教女子大学は、正しい判断力とたくましい実践力を身につけた人を育成します。
- 一、広島文教女子大学は、地域とともに成長しつづける大学を目指します。

第1条は、「育心」に関する部分である。学園訓の中の「謙虚で優雅」という言葉をそのまま生かすことで、しなやかさと芯の強さを併せ持った、いわゆる外柔内剛型の人間像を明示している。

第2条は、育成すべき人材像である。創設者自身は「たくましい実践の人」であると同時に、教養教育への深い理解に根ざした人間教育の実現に生涯を捧げた人であった。こうした人づくりの姿勢は、産業界が求める「即戦力」に相通ずるものと言えよう。

第3条は、地域社会への貢献である。大学の「知」と地域の「知恵」との協働を通して、大学の存在そのものが地域活性化の核となる。このことは、まさしく「地域文化向上の一翼を担う」という学園創設の目的とも合致するものである。

学園ビジョン・大学ミッションの構築は、学園訓を現代的な視点から、もう一度見直そうとする画期的な試みであった。この取組みを通じて、各構成員が本学の理念・目的の独自性と有用性について認識を新たにすることができた。

学園ビジョンの達成を図るためには、教職員一人ひとりの着実な活動と、それを支える意識が同一方向に向けられる必要がある。本学では、学園ビジョン・大学ミッションを達成するために、目標の連鎖という手法によって教職員の意識統合を図り、学園としての有機的な活動を引き出すべく、前述のプロジェクト「育心育人 21」の成果をもとに、平成16（2004）年度から文教マネジメントシステム（「BMS」と略称）を構築した。

平成22 (2010)年度の全学園目標 (理事長目標) は、第2期学園中期計画(2010～2013年度)の発表と併せて提示された。「誇りうる学園を目指して～前姿教育の実践を通して自立した学園生を育てる～」という基本方針のもとで、大学部門に係る主な重点課題は、Ⅰ. 文教ブランドの確立、Ⅱ. 育心育人教育の推進、Ⅲ. 地域社会との連携・情報発信の3点であった。

これを受けて、大学部門目標は全体テーマを「文教ブランドの確立～『選ばれる大学』となるために～」とし、次のような重点課題を掲げた。

全学園目標Ⅰに対応するものとしては「人材育成力の向上」を課題として挙げ、各学科の人材育成目標を明確にするとともに、それを達成するための、3ポリシーを整合させた教育プログラムの作成を目指した。

Ⅱについては、(1)「『心の教育』の具現化」、(2)「FD活動の推進」、(3)「学生支援体制の整備」、(4)「出口戦略の強化」を具体的な課題とした。(1)は本学の教育理念である「心を育てる」場として重要な位置を占める正課外教育の可視化を狙ったものである。(2)は個人任せに陥りがちなFD活動を組織として推進する仕組みづくりを目的とした。(3)と(4)は中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」(平成21(2009)年8月)を受けて、学習支援・キャリア教育の取組みの強化を目指したものである。

Ⅲについては、平成21 (2009)年6月に安佐北区役所との間で地域連携協力に関する協定が結ばれたのを受けて、本学ソシオ活動(教育活動と一体化した地域貢献)の代表的プログラムである子育て支援活動の充実を図った。

厳しい競争的な環境の中で、幅広いステークホルダーから支持され、「選ばれる大学」となるためには、建学の精神・教育理念を核とした魅力ある教育施策を打ち出すとともに、それらを統合した教育ブランディング戦略が不可欠である。その推進役を担ってきたのが、平成18 (2006)年度にスタートした、学士課程教育の中で大学ミッションを達成するための教育改革プロジェクト「文教スタンダード21」であった。

「育心育人」教育の伝統と実績に加えて、平成20 (2008)年にはグローバル時代に対応した実践的な英語力を身につけるための専用施設 BECC (Bunkyo English Communication Center) が誕生した。「文教スタンダード21」も、平成22 (2010)年度の「人材育成力の向上」の取組みを通じてさらに進化を遂げてきた。こうした教育プログラムによって育成された人材に対する社会的評価こそが、ブランド力の基礎となる。学園訓・建学の精神に基づいた「自立した女性」の育成という目標を共有し、そのための組織的な活動を通して文教ブランド、つまり「育成力の文教」の確立を目指したい。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学園の沿革

「学校法人 武田学園」は、次に掲げる学校を設置している。

- 広島文教女子大学大学院
- 広島文教女子大学
- 広島文教女子大学附属高等学校
- 広島文教女子大学附属幼稚園

昭和23年 3月31日	広島県可部女子専門学校設立認可 設立者武田ミキ校長となる。
昭和23年 4月15日	広島県安佐郡亀山村四日市699番地（高宮中学校内）において同校開校
昭和27年 7月15日	私立学校法第31条の規定に基づき学校法人武田学園設立認可
昭和37年 1月20日	可部女子短期大学（被服科入学定員40人，収容走員80人）設置認可 武田ミキ学長となる。
昭和37年 3月31日	広島県可部女子専門学校廃校
昭和37年 4月 1日	広島県安佐郡可部町大字中島1810番地において可部女子短期大学開学
昭和39年 1月17日	可部女子短期大学に食物栄養科食物専攻，栄養専攻設置認可
昭和39年 2月24日	可部女子短期大学食物栄養科に，「中学校教諭二級普通免許状（家庭）」授与の資格を得させるための課程認定
昭和39年 3月31日	可部女子短期大学食物栄養科栄養専攻を栄養士養成施設として指定される。
昭和39年 4月 1日	可部女子短期大学食物栄養科開設
昭和40年 1月25日	可部女子短期大学に国文科，英文科設置認可
昭和40年 2月22日	可部女子短期大学国文科，英文科に，「中学校教諭二級普通免許状 国文科に国語，英文科に外国語（英語）」授与の資格を得させるための課程認定
昭和40年 4月 1日	可部女子短期大学国文科，英文科開設
昭和41年 1月25日	広島文教女子大学文学部（国文学科，英文学科）設置認可 武田ミキ学長となる。
昭和41年 4月 1日	広島文教女子大学文学部国文学科，英文学科に，「高等学校教諭二級普通免許状，中学校教諭一級普通免許状 国文学科に国語，英文学科に外国語（英語）」授与の資格を得させるための課程認定
昭和41年 4月 1日	広島県安佐郡可部町大字上原1238番地において広島文教女子大学開学
昭和41年 4月 1日	「可部女子短期大学」を「広島文教女子大学短期大学部」と校名変更
昭和42年12月28日	短期大学部食物栄養科「栄養専攻」を「食物栄養専攻」と専攻名変更
昭和44年 2月 8日	短期大学部食物栄養科食物専攻に，「中学校教諭二級普通免許状（保健）」授与の資格を得させるための課程認定
昭和45年 1月21日	短期大学部に幼児教育学科設置認可
昭和45年 1月24日	短期大学部幼児教育学科を「保育」養成施設として指定される。
昭和45年 2月13日	短期大学部幼児教育学科に，「幼稚園教諭二級普通免許状」授与の資格を得させるための課程認定
昭和45年 2月26日	短期大学部の「国文科」を「国文学科」に，「英文科」を「英文学科」に，「被服科」を「服飾学科」に，「食物栄養科」を「食物栄養学科」に，学科名変更認可

昭和45年 4月 1日	短期大学部幼児教育学科開設
昭和51年 3月29日	広島文教女子大学及び広島文教女子大学短期大学部の聴講生の課程に、教員免許状授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 昭和51年4月1日）
昭和53年 4月 1日	短期大学部服飾学科を「2級衣料管理士」養成大学として認定される。（社団法人日本衣料管理協会）
昭和56年 1月16日	文学部に初等教育学科設置認可
昭和56年 2月10日	広島文教女子大学文学部初等教育学科に、「小学校教諭一級普通免許状」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期、昭和56年4月1日）
昭和56年 4月 1日	文学部初等教育学科開設
昭和58年11月19日	武田学園創立35周年記念式典挙行
昭和60年 2月 9日	広島文教女子大学文学部国文学科に、「高等学校教諭二級普通免許状（書道）」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 昭和60年4月1日）
昭和60年 3月26日	大韓民国全州教育大学と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力について協定を結ぶ
昭和61年 3月18日	広島文教女子大学大学院設置認可 文学研究科国語学国文学専攻（修士課程）
昭和61年 4月 1日	広島文教女子大学大学院文学研究科国語学国文学専攻開設
昭和62年 3月18日	大学院文学研究科教育学専攻（修士課程）増設認可
昭和62年 4月 1日	大学院文学研究科教育学専攻開設 広島文教女子大学大学院文学研究科国語学国文学専攻に、「高等学校教諭一級普通免許状（国語）」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 昭和62年4月1日）
昭和63年 4月 1日	広島文教女子大学文学部初等教育学科に、小学校教諭一級普通免許状授与の資格を得させるための聴講生の課程認定。（適用時期 昭和63年4月1日）
昭和63年 5月24日	中華人民共和国大連外国語学院と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力について協定を結ぶ。
平成元年 2月14日	文学部初等教育学科に、幼稚園教諭一級普通免許状授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 平成元年4月1日）
平成元年 4月 1日	文学部に、社会教育主事課程設置
平成元年 4月 1日	文学部に、学芸員課程設置
平成元年 4月 1日	短期大学部「服飾学科」を「生活科学科」に名称を変更
平成 2年 2月20日	大学院文学研究科教育学専攻に、「小学校教諭専修免許状及び幼稚園教諭専修免許状」授与の資格を得させるための課程認定。（適用時期 平成2年4月1日）
平成 2年 4月 1日	短期大学部食物栄養学科食物専攻学生募集停止
平成 3年12月20日	短期大学部食物栄養学科「入学定員50人 収容定員100人」に変更認可（変更時期 平成4年4月1日）
平成 4年 4月 1日	食物栄養学科の専攻課程廃止
平成 5年 3月19日	大学院文学研究科 英米文学専攻（修士課程）増設認可 大学院文学研究科英米文学専攻に「中学校教諭専修免許状 外国語（英語）、高等学校教諭専修免許状 外国語（英語）」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 平成5年4月1日）
平成 5年 4月 1日	大学院文学研究科英米文学専攻開設



平成 6年 4月 1日	短期大学部幼児教育学科学生募集停止
平成 7年12月22日	短期大学部専攻科栄養専攻（修業年限2年）の設置が文部省において受理される。
平成 8年 1月29日	短期大学部専攻科栄養専攻は学位授与機構が定める要件（学位規則第6条第1項）を満たす専攻科として認定される。
平成 8年 4月 1日	短期大学部専攻科栄養専攻開設
平成 8年 5月28日	短期大学部幼児教育学科を廃止
平成11年 3月19日	文学部国文学科, 英文学科に「高等学校教諭一種免許状 国文学科に『国語』『書道』, 英文学科に『英語』, 中学校教諭一種免許状 国文学科に『国語』, 英文学科に『英語』, 初等教育学科に, 「小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 平成11年4月1日）
平成11年 5月31日	4年制大学の充実を図るため「文学部国文学科, 英文学科」及び「短期大学部国文学科, 英文学科」の学生募集を平成12年4月から停止して, 新たに「人間言語学科（入学定員120人, 編入学定員10人）, 人間文化学科（入学定員120人, 編入学定員10人）, 人間福祉学科（入学定員100人, 編入学定員20人）」の新設を設置申請
平成11年 7月28日	新学科設置申請認可 人間言語学科 入学定員120人, 編入学定員10人, 収容定員500人 人間文化学科 入学定員120人, 編入学定員10人, 収容定員500人 人間福祉学科 入学定員100人, 編入学定員20人, 収容定員440人 （開設時期 平成12年4月1日）
平成11年 8月 5日	学部名の「文学部」を「人間科学部」に名称変更届出
平成11年10月29日	学部名の「文学部」を「人間科学部」に名称変更届出受理（変更時期 平成12年4月1日）
平成11年12月24日	司書教諭講習科目の相当する授業科目開設について届出受理（開設時期 平成12年4月1日）
平成12年 2月29日	人間科学部人間言語学科に「高等学校教諭一種免許状, 中学校教諭一種免許状, 国語コースに（国語）, 英語コースに（英語）」人間文化学科に「高等学校教諭一種免許状（書道）」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 平成12年4月1日） 学部名「文学部」を「人間科学部」に名称を変更
平成12年 4月 1日	既設の文学部国文学科, 英文学科（2学科は平成12年4月学生募集停止）のほか, 人間科学部に, 人間言語学科（入学定員120名, 編入学定員10名）, 人間文化学科（入学定員120名, 編入学定員10名）, 初等教育学科（入学定員80名）, 人間福祉学科（入学定員100名, 編入学定員20名）開設。 短期大学部は, 既設の国文学科, 英文学科（2学科は平成12年4月学生募集停止）, 生活科学科, 食物栄養学科となる。
平成12年12月21日	人間科学部人間福祉学科に「高等学校教諭一種免許状（福祉）」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 平成13年4月1日）
平成13年 5月29日	短期大学部英文学科を廃止
平成14年 4月 1日	人間科学部に心理学科（入学定員70名, 編入学定員10名）, 人間栄養学科（入学定員70名）開設 短期大学部生活科学科, 食物栄養学科の学生募集を停止する。
平成14年 5月 7日	大学院文学研究科教育学専攻臨床心理学コースに「臨床心理士」受験資格に関する指定（第2種）を受ける。（指定時期 平成15年4月1日, ただし協会指定運用内規により平成14年4月1日から遡及適用）

平成14年 5月29日	短期大学部国文学科を廃止
平成15年 5月12日	短期大学部生活科学科を廃止
平成16年 4月 1日	人間科学部人間文化学科の学生募集を停止 人間言語学科（入学定員70名，編入学定員10名）に再編成 短期大学部専攻科栄養専攻の学生募集を停止
平成16年12月22日	文学部国文学科を廃止
平成17年 3月29日	人間科学部人間栄養学科に「栄養教諭一種免許状」授与の資格を得させるための課程認定（適用時期 平成17年4月1日）
平成17年 4月 1日	大学院文学研究科の名称を「人間科学研究科」と改称した。
平成17年 5月16日	独立行政法人大学評価・学位授与機構へ短期大学部専攻科栄養専攻の廃止届出
平成17年 5月30日	短期大学部を廃止
平成17年 7月 6日	人間科学研究科教育学専攻収容定員の変更に伴う学則変更届出 平成18年4月1日国語学国文学専攻入学定員5名（収容定員10名），英米文学専攻入学定員5名（収容定員10名）の学生募集を停止し，教育学専攻の入学定員を15名（収容定員20名），平成19年4月入学定員15名（収容定員30名）とする。
平成18年 3月31日	文学部英文学科を廃止
平成20年 4月 1日	大学院人間科学研究科人間福祉学専攻を開設
平成21年 4月 1日	人間科学部人間言語学科の学生募集停止
平成22年 4月 1日	人間科学部グローバルコミュニケーション学科（入学定員70人，編入学定員5人）を開設

## 2. 本学の現況

- ・対象大学名 広島文教女子大学
- ・所在地 広島市安佐北区可部東1丁目2番1号
- ・構成

### 大 学

学 部	学 科	コース等
人間科学部	人 間 言 語 学 科	日本語文化コース
		英語コミュニケーションコース
		知識情報コース
	初 等 教 育 学 科	児童教育コース
		幼児教育コース
		教育心理学コース
		情報教育コース
	人 間 福 祉 学 科	社会福祉コース
		精神保健福祉コース
	心 理 学 科	臨床心理学コース
		健康・スポーツ心理学コース
		社会心理学コース
	人 間 栄 養 学 科	—————
	グローバルコミュニケーション 学科	英語コミュニケーションコース
		ビジネスコミュニケーションコース

### 大 学 院

研 究 科	専 攻	コース等
	教 育 学 専 攻	教育学コース
		臨床心理学コース

	人間福祉学専攻	-----
--	---------	-------

- 学部及び大学院の学生数（5月1日現在）

#### 学部の学生数

学 部	学 科	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
人間科学部	人 間 言 語 学 科	—	—	24	25
	初 等 教 育 学 科	141	127	102	96
	人 間 福 祉 学 科	52	43	49	38
	心 理 学 科	49	28	32	40
	人 間 栄 養 学 科	75	84	80	70
	グローバルコミュニケーション学 科	31	19	—	—
計		348	308	297	259

#### 大学院の学生数

研 究 科	専 攻	在籍学生数			
		修士課程			
		一般	社会人	留学生	計
人間科学研究科	教 育 学 専 攻	19	1	0	20
	人 間 福 祉 学 専 攻	1	0	2	3
計		20	1	2	23

## 教員数

学部・学科，研究科・専攻，研究所等		専任教員数				助手
		教授	准教授	講師	計	
人間科学研究科		1	0	0	1	
人間科学部	人間言語学科	2	1	0	3	0
	初等教育学科	12	5	1	18	1
	人間福祉学科	6	5	0	11	3
	心理学科	4	3	1	8	1
	人間栄養学科	7	1	2	10	5
	グローバルコミュニケーション学科	5	3	0	8	1
	教養教育部	4	1	2	7	0
計		36	18	4	58	11
その他の組織	総合教育研究センター	0	0	0	0	0
	心理教育相談センター	0	0	0	0	1
	教職センター	0	0	0	0	0
合計		36	18	4	58	12

## ・職員数

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	38	0	31	2	71

## Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

### 基準 1. 使命・目的等

#### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

##### 《1-1 の視点》

#### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

#### 1-1-② 簡潔な文章化

#### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1 - 1 を満たしている。」

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、昭和 23 (1948)年武田ミキによって設立された、広島県可部女子専門学校を母体とし、その後、昭和 37 (1962)年に可部女子短期大学を設置、昭和 41(1966)年には4年制の広島文教女子大学を設置して、今日に至っている。

創設者は、開学にあたって、日本の再生のためには、「真実に徹した堅実な女性の育成」が急務であるという信念のもと、これを建学の精神として掲げ、さらに、教育理念「心を育て 人を育てる」と、以下の学園訓 3 箇条を定めた。

- 一、真理を究め正義に生き勤労を愛する人になりましょう。
- 一、責任感の強い逞しい実践力のある人になりましょう。
- 一、謙虚で優雅な人になりましょう。

これら建学の精神並びに教育理念に基づいて、本学の使命・目的を「広島文教女子大学学則」第 1 条に定めている。

学則第 1 条に記述された使命・目的には、教育基本法の理念と創設者の女子教育に対する貴重な実践の中から生み出された建学の精神を踏まえつつ、「現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成」にあたることを明確に示している。

また、教育目的は、学則の第 1 条第 2 項で別に定めると明記し、「広島文教女子大学における教育研究目的に関する規程」において、簡潔明瞭な文章で次のように定めている。

第 1 条 この規程は、広島文教女子大学学則第 1 条第 2 項の規定に基づき、各学科の  
人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定めるものとする。

第 2 条 学科の目的は、次のとおりとする。

- (1) 人間言語学科は、言葉についての深い理解に裏打ちされた、心を伝え合う力を備えた人材を育成する。
- (2) 初等教育学科は、教育に関する専門的な知識や技能を修得し、主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材を育成する。

- (3) 人間福祉学科は、誰もが安心していきいきと暮らすことができる、福祉社会を支える知識と技術をもった心豊かな人材を育成する。
- (4) 心理学科は、心身の健康に関する専門的な知識や技能を身につけた、リーダーとして地域に貢献できる人材を育成する。
- (5) 人間栄養学科は、健康及び食に関する専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材を育成する。
- (6) グローバルコミュニケーション学科は、実践的な英語力を身につけ、グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成する。

### **(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）**

平成 22 (2010)年度は、この項目の各視点を満たしており、来年度もこの使命・目的の実現に努める。

### **1-2 使命・目的及び教育目的の適切性**

#### **≪ 1-2 の視点 ≫**

- 1-2-① 個性・特色の明示**
- 1-2-② 法令への適合**
- 1-2-③ 変化への対応という視点**

#### **(1) 1-2 の自己判定**

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### **(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

平成 16 (2004)年度から本学独自の目標管理システムである「BMS」を開始したが、この活動において、建学の精神を現す 3 箇条の学園訓と、学則に記述された使命・目的とをもとに、改めて 21 世紀に通用する価値ある独自性を持った教育目標として、学園ビジョン・大学ミッションの構築を行った。また、平成 19 (2007)年 1 月より、「文教らしさ」と「学士力」の二つの側面から人材育成目標並びにアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの構築し、その教育プロセスと成果を社会に発信していくことを目的として、「文教スタンダード 21」のプロジェクトを発足させた。その成果は、教養教育改革や、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの 3 つのポリシーの確立につながり、本学教育の個性・特色の明示、大学設置基準第 2 条や学校教育法第 83 条などの法令への適合という視点はもとより、大学を取り巻く様々な環境の変化への対応という視点も満たすこととなった。

#### **(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）**

変化への対応をより確実なものとするため、次年度には、教育システムにおける PDCA (Plan Do Check Action) サイクルを確立する。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3の自己判定

「基準項目1-3を満たしている。」

#### (2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成16(2004)年度に見直した使命・目的及び教育目的の有効性を確保するため、「BMS」が平成17(2005)年に本格導入された。これにより、毎年、本学の使命・目的に基づいた年度目標が設定され、目標達成に向けて、役員、教職員全員が協力して活動している。次に、教育理念の「育心育人」の使命及び教育目的を達成するために、学則第1条第1項に定められた目的及び使命に基づき、第1条第2項によって定められた「広島文教女子大学における教育研究目的に関する規程」の中で、各学科の人材育成目標を明記している。さらに、この人材育成目標を達成することを意図して、各学科及び教養教育課程におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定めている。

また、これらの内容を、本学のホームページ(<http://www.h-bunkyo.ac.jp>)の教育情報公開のページに掲載することにより、学内外に周知している。さらに、昨年度に中間見直しをした「中期計画書」では、教育ブランディング戦略の展開、「育心育人」教育の推進、並びにソシオ活動の推進等を中長期的な重点課題として、社会の変化に呼応できる人材を育成することを目指している。

#### (3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

平成22(2010)年度は、この項目の各視点を満たしており、来年度もこの方針を継続する。

#### 【基準1の自己評価】

本学では、開学以来、「育心育人」の教育理念に基づいて教育・研究の体制を整備してきた。そして、「知識基盤社会」と言われる21世紀に通用する価値ある独自性を持った学園ビジョン・大学ミッションを構築し、大学での教育目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確に規定し、ウェブ、入学案内パンフレットなどを通し、公表・周知を図っている。また、「BMS」において「人材育成力の向上」をテーマに、教育システムの最適化を図り、法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつ、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目的の見直し等も実施している。

したがって、「1-1 使命・目的及び教育目的の明確性」「1-2 使命・目的及び教育



目的の適切性」及び「1-3 使命・目的及び教育目的の有効性」の三つの項目とも基準を満たしていることから、本学の使命目的に関する明確性、適切性及び有効性は、担保されている。

## 規準2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

#### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

募集単位（学部又は学科並びに研究科又は専攻）ごとのアドミッションポリシーの明示については、エビデンス集・資料編の資料F-4「2011年度学生募集要項」及び本学のホームページに明らかなように、教育理念に基づいて人間科学部のアドミッションポリシーを明示し、さらにこれに基づいて各学科のアドミッションポリシーを明示している。

##### 【教育理念】

広島文教女子大学は「心を育て人を育てる」という揺るぎない教育理念に基づき、女性の持てる才能を伸ばし育てることによって自立の精神と実践力を養う教育を目指します。

##### 【アドミッションポリシー】

広島文教女子大学が求める学生は、上記の教育理念を理解し、本学での学習をとおして心のあり方を問い、正しい判断力を養い、たくましい実践力を身につける意欲を持った人です。このような本学での学習を実りあるものとするために、高等学校等で国語（国語表現Ⅰまたは国語総合）をはじめとする学習に積極的に取り組んだ人を求めます。

##### 【各学科のアドミッションポリシー（求める人材像）】

###### ■初等教育学科

小学校教諭、幼稚園教諭、あるいは保育士を目指し、粘り強く問題解決にあたり、積極的に自己を表現していくことができる人

###### ■人間福祉学科

個人や社会に対する関わりを深めることに強い意志を持ち、社会福祉専門職としての活躍を目指す人

###### ■心理学科

心身の健康や人間関係に関心があり、心理学について自律的に学び、積極的に社会に貢献したいと考えている人

###### ■人間栄養学科

人の健康や食への関心が深く、将来、管理栄養士として活躍したいという強い意志を持ち、学習意欲のある人

###### ■グローバルコミュニケーション学科

英語に興味を持ち、語学力や国際的な視野に立った判断力を磨き、将来、多様な

ビジネスやコミュニケーションの場で活躍しようと考えている人

【人間科学研究科のアドミッションポリシー（求める人材像）】

■人間科学研究科

・ 教育学専攻 教育学コース

幼稚園，小学校および保育園等における教育に関する理論と応用を教授研究し，教育に携わる者の使命と熱意に応え，その研究研鑽を推進するとともに，初等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる人。

・ 教育学専攻 臨床心理学コース

現代社会と，そこに生きる人間の「こころ」の病理と，それに対する心理学的援助に積極的な関心と情熱をもち，人間の行動と心理過程に関わる高度な専門性を追求する人。

・ 人間福祉学専攻

1. 地域社会における各種の社会福祉施設や行政機関，医療機関，在宅福祉・福祉産業等で中心となって活躍できるソーシャルワーカーとして，一段と高いレベルの対人支援技術を身につけたプロフェSSIONナルを目指す人。

2. 福祉実践の現場や関連領域での福祉業務に携わっている社会人が，それぞれの専門領域の知識，技術を高度化するために生じる学際的なニーズをもち，かつ，その分野において補完するべき知識を求めて社会福祉研究を進める人。

このように，留意点「募集単位（学部又は学科）ごとのアドミッションポリシーを明示しているか」は満たしているといえる。

次に，アドミッションポリシーに沿って，入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により，適切な体制のもとに運用していることについては，入学者選抜の方法と入学者選抜の体制とに分けて述べる。

まず，入学者選抜の方法について，入学試験種別ごとに述べる。「2011 年度学生募集要項」に示すとおり，入学者選抜は次の各入学試験によって行っている。

- ① アドミッションズオフィス入学試験
- ② 推薦入学試験（前期・後期）
- ③ 一般入学試験（前期・後期）
- ④ 大学入試センター試験利用入学試験（前期・中期・後期）
- ⑤ 社会人特別入学試験（前期・後期）
- ⑥ 編入学試験・社会人編入学試験（前期・後期）

これらの入学試験においては，いずれも「出願資格」の項に明示しているように，学校教育法第 90 条及び同施行規則第 150 条の規定を遵守している。

また上記の⑤並びに⑥の入学試験においては，試験特有の事項に続けて次のように出願資格を設定している。

・ 社会人特別入学試験

1. 高等学校を卒業した人
2. その他学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人

・編入学試験

1. 短期大学を卒業した人または 2012 年 3 月卒業見込の人
2. 大学に 2 年以上在学し 62 単位以上修得した人及び 2012 年 3 月修得見込の人
3. 高等専門学校を卒業した人または 2012 年 3 月卒業見込の人
4. 修業年限が 2 年以上でその他文部科学大臣の定める基準(平成 10 年 8 月 14 日文科高専第 185 号)を満たす専修学校の専門課程を修了した人または 2012 年 3 月修了見込の人

・社会人編入学試験

1. 短期大学または高等専門学校を卒業後 4 年以上経過している人
2. 大学を卒業後 2 年以上経過している人
3. 修業年限が 2 年以上でその他文部科学大臣の定める基準(平成 10 年 8 月 14 日文科高専第 185 号)を満たす専修学校の専門課程を修了後、4 年以上を経過している人

したがってこれらのことから、学校教育法第 122 条・第 132 条及び同施行規則第 161 条・第 162 条・第 178 条・第 186 条の規定を遵守して行っている。

続いて入試の体制と運用について述べる。

学部の入学試験は学長が最高責任者となり、各入学試験実施要領で明らかなように、入学試験委員長のもと入学試験委員会において検討された入試処理日程に沿って管理・運営され、全学体制で実施されている。なお特にアドミッションズオフィス入学試験については、入学試験の特性にかんがみて、広島文教女子大学広報委員会規程に明示しているように、入学試験の実施・運営に関する原案を広報委員会が検討・作成し、入学試験委員会に具申することとなっている。

また、大学院にかかるアドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ適切な方法により、適切な体制のもとに運用していることについては、「2011 年度広島文教女子大学大学院人間科学研究科入学試験実施要項」に明らかなように、学長が最高責任者となり入学試験委員長のもとに、入試処理日程に沿って管理・運営され、大学院研究科全員の体制で実施されている。

さらに、具体的な業務は、入学試験委員会、入試・広報センターと入試広報課が緊密な連携を取りながら実施している。これらの担当については、広島文教女子大学入学試験委員会規程、広島文教女子大学入試・広報センター規程、及び学校法人武田学園職務権限に関する規程(第 13 条の 8 入試広報課長)に明示するとおりである。

入学試験当日は、学長を最高責任者とした入学試験本部を設置し、入学試験委員長の管理の下で、試験会場、採点会場を設置し、適正な試験を実施している。

人間科学部にあっては以上のように、大学設置基準第 2 条の 2 を遵守しているといえる。よって、留意点「アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ適切な方法により、適切な体制のもとに運用しているか」は満たしているといえる。

教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生の適切な確保については、「2011 年度学生募集要項」の「2011 年度学生募集要項」に示すように、本学において入学定員及び編入学定員を明示し、周知している。よって大学設置基準第 18 条を遵守している。

具体的な収容定員・入学定員・在籍学生については、以下の表 2-1-1 に示すように、平成 23 (2011)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 1205 名となっている。収容定員 1640 名に対する在籍学生数の割合は人間科学部全体で 73.48%となっており、定員割れの状態が続いている。

また、学部では過去 5 箇年の入学定員充足率は 77.28%となっており、人間科学部全体として定員を満たしていない状況が続いている。しかし、平成 20 (2008)年度を底として、平成 21 (2009)年度以降は定員充足率が大きく改善の方向を示している。

しかしながら、人間科学部全体として、大学設置基準第 18 条の 3 を遵守しているといえない状態にある。よって留意点「教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生を適切に確保しているか」は満たしているといえない。

また、大学院にかかる教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在学学生を適切に確保していることについては、「2011 年度広島文教女子大学大学院募集要項」に示すように、本学においては入学定員を明示し、周知している。よって大学院設置基準第 10 条を遵守している。

次に収容定員と入学定員および在籍学生数については、平成 23 (2011)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 23 人であり、収容定員 36 名に対する在籍学生の割合は、人間科学研究科全体で 64%となっており、定員割れの状態が続いている。

大学院設置基準第 10 条第 3 項を遵守しているといえない。よって留意点「教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在学学生を適切に確保していること」については、満たしているとはいえない。

表 2-1-1 人間科学部入学定員，入学者数，入学定員に対する入学者数の割合

	学科		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平均
			度	度	度	度	度	
人間科学部	グローバルコミュニケーション学科※	募集定員	70	70	70	70	70	<b>70</b>
		入学者	36	28	28	26	20	<b>27.60</b>
		定員充足率	51.43%	40.00%	40.00%	37.14%	28.57%	<b>39.43%</b>
	初等教育学科	募集定員	80	80	80	80	80	<b>80</b>
		入学者	106	80	95	105	128	<b>102.80</b>
		定員充足率	132.50%	100.00%	118.75%	131.25%	160.00%	<b>128.50%</b>
	人間福祉学科	募集定員	100	100	100	100	100	<b>100</b>
		入学者	77	65	42	50	44	<b>55.60</b>
		定員充足率	77.00%	65.00%	42.00%	50.00%	44.00%	<b>55.60%</b>
	心理学科	募集定員	70	70	70	70	70	<b>70</b>
		入学者	46	36	30	44	29	<b>37.00</b>
		定員充足率	65.71%	51.43%	42.86%	62.86%	41.43%	<b>52.86%</b>
	人間栄養学科	募集定員	70	70	70	70	70	<b>70</b>
		入学者	74	68	72	83	86	<b>76.60</b>
		定員充足率	105.71%	97.14%	102.86%	118.57%	122.86%	<b>109.43%</b>
合計	募集定員	390	390	390	390	390	<b>390</b>	
	入学者	339	277	267	308	307	<b>299.60</b>	
	定員充足率	86.92%	71.03%	68.46%	78.97%	78.72%	<b>76.82%</b>	

※平成 21 年度以前は人間言語学科。

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員に沿った適切な学生受け入れの確保に関しては，改善策として取り組むべき課題は 2 点ある。まず，人間科学部全体としての入学定員並びに在籍学生数の確保である。これについては，特に定員割れの状態が続いている学科について，学科単位での改善策を講ずる。人間福祉学科，心理学科及び人間言語学科から改組したグローバルコミュニケーション学科は，学科の内容や学びを広く周知するために，学科会と広報委員会とが連携して平成 22 (2010)年度中に対応策を検討し，実施段階に移す。

次に課題となるのは，一部の学科において入学定員を著しく超過する状況がうかがえることである。この観点から先の定員充足率を学科別に見ると，初等教育学科において例えば平成 22 (2010)年度入学生では 160.00%を示している。

入学定員に対する入学者数については，平成 15 年文部科学省告示第 45 号「大学，短期大学，高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」で示された学部の入学定員の 1.3 倍未満という値が適正な入学者数の目安であるといえる。

初等教育学科の場合，過去 5 箇年の平均で 128.50%と適正な入学者数の目安である定員の 1.3 倍未満に収まっている。平成 22 (2010)年度に展開する平成 23(2011)年度入学試験の合否判定会議において，入学試験合格者の過去の入学状況や学生募集をめぐる直近の環

境に一層配慮した審議によって、入学定員超過率の抑制を行う予定である。

大学院においては、入学定員数を確保するために、社会人入学試験の資格条件や選抜方法の検討、適切な定員数などを大学院研究科委員会等で検討していく予定である。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### (1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学則第1条に示す教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示していることについては、本学の教育課程において、広島文教女子大学教育課程等に関する規程に定めるように、教養教育科目、専門教育科目及び資格科目として、その編成方針を適切に設定し、本学ホームページ「教育情報の公表」及び「学生生活ハンドブック」に明示している。

具体的には、(1) 教養教育科目、(2) 人間言語学科専門教育科目、(3) 初等教育学科専門教育科目、(4) 人間福祉学科専門教育科目、(5) 心理学科専門教育科目、(6) 人間栄養学科専門教育科目、(7) グローバルコミュニケーション学科専門教育科目、(8) 教職科目、(9) 司書科目、(10) 司書教諭科目、(11) 学芸員科目、(12) 保育士科目、である。さらに、各学科等においては、カリキュラムポリシーをそれぞれ定め、本学ホームページ「教育情報の公表」に明示している。

教育課程の編成方針に即した授業科目の開設については、これらの編成方針に即した授業科目が、エビデンス集・データ編の表2-5及び広島文教女子大学教育課程等に関する規程に示されるように、「育心育人」教育と地域貢献を柱とする大学ミッション及び各学科の人材育成目標の達成に向けて、教養教育科目と各学科の専門教育科目、そして全学科に共通する資格科目が有機的に配置されており、大学設置基準第19条及び第20条を遵守しているといえる。よって、教育課程の編成方針に即した授業科目が開設されているといえる。

また、これら教育課程での学習効果をより高めるために、授業外の学習活動として、学生の進路希望に即した自主ゼミや、チャレンジセミナーが開設されており、本学の目指す「面倒見の良い教育指導」を実践している。

授業内容・方法等の工夫について、授業内容・方法の工夫に関する全学的な取り組みを挙げると、初年次教育として取り扱う「文教学入門」（自校教育）、「人間科学入門」（一テーマを専門の違う4名の教員が多角的に追求する授業）、及び「人間科学基礎演習」（学科の特性を生かし大学生としての基礎力を付ける授業）が挙げられる。また、2年次生全員を対象にした教養教育科目の「フィールドワーク演習」がある。「この授業は、チームワークやリーダーシップ、あるいは、問題解決能力などの学士力を育成し、加えて、集団で協力して活動することを通して思いやりや優しさ、実践力や役割意識を育成する」という

目的を掲げ、それぞれ具体的な課題に体験活動を通して取り組むことを行っている。

また、単位制の実質を保つための工夫を示す資料としてエビデンス集・データ編の表 2-8 及び広島文教女子大学授業科目履修規程に示されるように、履修科目の登録の上限が設定されており、大学設置基準第 27 条の 2 を遵守しているといえる。よって、単位制の実質を保つための工夫がなされているといえる。

教育方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているかについて、教育方法の改善を進めるための組織体制として、平成 18 (2006)年ファカルティディベロップメント (FD) 委員会を設置した。その後、平成 21 (2009)年に現行のファカルティディベロップメント (FD) 専門委員会として、大学評価委員会の下に整備された。その活動報告は、本学ホームページに「文教 FD」として年度ごとに掲載している。

また、大学院においては、教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示していることについては、大学院人間科学研究科の教育課程において、教育目的を踏まえ、大学ホームページ「大学院」カリキュラムポリシーに掲載している。

教育課程の編成方針に即した授業科目を開設していることについては、大学院学則大 13 条および「別表第 1」に履修基準並びに履修方法が定められており、大学院ホームページ「大学院」、「学生生活ハンドブック」などに明示している。教育学専攻臨床心理学コースにおいては、「臨床心理学受験資格取得のためのカリキュラム構成一覧」が示すように、臨床心理士養成指定大学院としての体系的な授業編成となっており、これに即して授業科目を編成している。

授業内容・方法を工夫について、授業内容・方法の工夫に関する取組みをあげると、教育学専攻臨床心理学コースにおける実習系授業があげられる。本学大学院独自の手引き「試行カウンセリングの手引き」、「改訂版臨床心理実習の手引き」を作成して、実習における教育効果を高めている。

教育方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用について、平成 20 (2008)年度より、FD 活動として研究科長、専攻主任を中心に活動を開始した。平成 21 (2009)年度は活動の中心教員を 2 名増員して 5 名が中心となって授業評価等を開始した。活動報告については、本学ホームページ「大学院 FD 活動報告書 2008 年度」、「大学院 FD 活動報告書 2009 年度」として公開している。

### **(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)**

教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成については、カリキュラムマネジメントに関する学内組織 (副学長〈教学担当〉) が統括し、各学科長が責任をもって管理するものが、次年度も検討会議を重ね、改善策を講じ、周知する予定である。

また、単位制の実質を保つために、単位制の趣旨を踏まえ、その実質化を目指す幾つかの試み (CAP 制や GPA (Grade Point Average) 制度など) に取り組んでいる。しかし、いずれも着手して間もないものであり、今後しばらくは、教務委員会を中心として成果と課題とをチェックしながらより良いものにするための取組みを継続し、次年度には成案にする予定である。

また、大学院においては、教育目的を踏まえ、専攻別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示しており、授業内容・方法を工夫している。さらに編成方針に沿った実質的な



学修に向けて、教育課程の検討を大学院研究科委員会等で審議する予定である。。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

##### (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明と自己評価)

教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営していることについては、学修及び授業の支援に関して、学生の自立学習の確立を支援することや、学習面で悩みを抱える学生を支援することを目的として、学習支援室(広島文教女子大学学習支援室規定)を平成21(2009)年に設置し、その運営・実施については、教員と職員の協働による「学習支援室運営委員会」が当たっている。平成21(2009)年度に続き、自立学習の促進という目的は達成したが、学習面で悩みを抱える学生を支援するという目的は十分には達成されなかった。

新入生への支援に関しては、教職員と学生スタッフの協働による「オリエンテーション・セミナー」と「文教フレッシュマンピア・サポートウィーク」が挙げられる。「学生生活ハンドブック」オリエンテーション・セミナーは、仲間づくりをテーマに、1泊2日の日程で、教職員と学生スタッフ百数十名が一体となって、新入生の大学生活のスタートを支援するものである。新入生にとって、意義深いものとなっており、今後も継続する予定である。また、ピア・サポートは、入学間もない新入生が、あらゆることを気軽に相談できる窓口である。事前に研修を受けた先輩学生が日常的な相談を受けるもので、新入生にとって心強いサポートになっている。

表 2-3-1 オリエンテーション・セミナー参加者数

年度	平成21年度	平成22年度
実施期日	5月14,15日	5月14,15日
新入生(人)	308	307
支援学生(人)	80	88
教職員(人)	61	66

表 2-3-2 文教フレッシュマン ピア・サポートウィークにおける相談人数・件数の年次推移 (学生生活支援委員会会議資料)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施期間	4 月 2～18 日	4 月 2～17 日	4 月 7～23 日
サポーター数	48	24	21
相談者数	66	9	22
相談件数	43	9	19

オフィス・アワー制度については、平成 16 (2004)年度から全学的に実施しており、各教員のオフィス・アワーは、本学ユニバーサルパスポートに掲載するとともに、各研究室の入り口に掲示することになっている。また、「学生生活ハンドブック」にもその内容を記載し、周知を図っている。

教員の教育活動を支援するための、TA 等の適切な活用については、教員の教育活動を支援するために、「学生アシスタント」、「サポートスタッフ」及び TA を配置して修学の支援を行っている。「学生アシスタント」は情報系教育の授業をサポートするもので、表 2-3-3 で示したように適切に活用している。また、「サポートスタッフ」は情報機器利用時の学生に対するサポートで、図書館にあるパソコンの利用者に対する支援を中心として、サポートスタッフ人数 12 名で、累計勤務時間については前期 941 時間、後期 746 時間であった。

表 2-3-3 平成 22 年度学生アシスタントの人数及び勤務時間等

	情報処理演習 I	情報処理演習 II	備考
勤務人数	5 名	5 名	1 授業 90 分
全コマ数	150	150	
勤務コマ数	59	77	
勤務累計時間	88.5 時間	115.5 時間	

専門教育における学生による学修支援については、心理学科で「心理学データ解析法」の授業において大学院生を TA として活用した。また、初等教育学科では、「野外活動指導法 II (臨海実習)」の授業において、水泳の補助指導員として TA を活用している。

中途退学者、停学者及び留年者への対応策については、まず中途退学者の現状は、表 2-4 及び表 2-3-4 が示すように 2%未満という状況である。これら中途退学者の対応については学生相談室が中心となりサポートを行っている。学生相談室では、表 2-3-5 が示すような事由や原因についての分析を行い、様々な問題に対して専門カウンセラーを中心に対応している。また、「育心育人ガイダンス」の面談を利用したチューターによる学生への個人的なサポートもきめ細かく行っている。

表 2-3-4 学年別退学者・退学率

年度\学年	1年	2年	3年	4年	合計	退学率
18年度	4	5 ①	3 ①	5 ①	17 ③	1.33
19年度	6 ①	8	2 ①	8 ①	24 ③	1.77
20年度	8	7	2	6	23	1.86
21年度	5	4	1	8	18	1.54
22年度	6	8	3	4	21	1.91

退学率：(退学者+除籍者)÷在籍者数，○印：除籍者数(外数)

表 2-3-5 事由別中途退学者数

事由 年度	不本意入学 進路変更	学業不適応	心身不調	出産育児	家庭の事情 経済的困難	その他	総数
18年度	5	5	4	1	2	0	17 ③
19年度	10	4	6	0	2	2	24 ③
20年度	8	4	7	1	3	0	23
21年度	5	2	7	2	2	0	18
22年度	6	8	2	1	3	1	21 ①

○印：除籍者数(外数)

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させていることについては、「学長メール」(資料8)、「授業評価アンケート」、「育心育人ガイダンス」による面談、並びに「学習支援室」での対応によって行われている。ここで取り上げられた意見は、個人の教員に反映されることはもちろんのこと、FD 専門委員会、学習支援室、及び各学科などで対応している。

大学院にかかる教職員協働による学生への学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営していることについては、特に社会人入学生や学部での専門学修が不十分な学生に対し、個別的に教員が個人指導をしている。けれども、実施体制が整備・運営されているとはいえない部分がある。

教員の教育活動を支援するための TA 等の適切な活用については、学生の学内施設実習への学修支援において、心理教育相談センター受付職員が学修支援を実施している(「平成 22 年度臨床心理実習日程表」及「臨床心理実習の手引き」)。

中途退学者、停学者及び留年者への対応策について、まず中途退学者数を見てみると、平成 18(2006)年度～平成 22(2010)年度では、毎年度 0 人から 2 人が現状である。対応としては教育学専攻主任や修士論文指導教員が中心となり、問題によっては、学生相談室でサポートしている。

学生への学習及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させていることについては、「学長メール」、「授業評価アンケート」、学期始めのチューターによる個人面談での対応によって行われている。ここでとり上げられた意見については、個人の教員に反映されているが、体制としての改善

に向けての検討が不十分と思われる。

### **(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

平成 22 (2010)年度は、概ね留意点を満たしており、来年度においても「学修及び授業の支援」については、今年度の方針を継続する予定である。ただし、幾つかの点で改善・向上方策が挙げられるので以下に記す。

学生への学修及び授業支援に関しては、特に、学習面で悩みを抱える学生に対する支援を中心に次年度以降検討する予定である。また、新入生に対する支援では、学生生活支援委員会を中心にオリエンテーション・セミナーの実施時期やピア・サポートの実施方法等より有効な支援体制が取れるよう次年度検討する予定である。

## **2-4 単位認定、卒業・修了認定等**

### **《2-4の視点》**

#### **2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用**

##### **(1) 2-4の自己判定**

「基準項目 2-4 を満たしている。」

##### **(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

単位認定、進学及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているかについて、単位認定、及び卒業要件については、大学設置基準第27条及び第32条に則り、厳正に適用している。具体的には、単位の認定については、学則第15条に「学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、可以上を合格とし、不可を不合格とする」と定めている。さらに、これに対応させてエビデンス・資料編の表2-6で示すように秀～可をS～C、不可をD（成績不良）としている。その成績は、学期末試験、学習状況などを総合して各授業担当者が厳正な評定を行っている。各授業の成績評定の方法は、ユニバーサルパスポート上のシラバスに明示している。また、学則第22条に「授業実施時間数の65%以上出席しなければ学期の終わりの試験を受けることができない」と定め、厳正に適用している。卒業の認定には、教養教育科目を32単位以上、専門教育科目を62単位以上履修した上で、全体では124単位以上の履修を要件としている。さらに、平成21 (2009)年度以降の入学生については、広島文教女子大学授業科目履修規程に示したように、卒業時における入学時からの累積GPA値が1.5以上であることという要件を追加した。卒業判定は、助教以上の専任教員全員が出席する教授会で厳正に行っているが、進級に関する要件は定めていない。また、各学年次で取得しなければならない必修科目・選択必修科目を明確にし、「学生生活ハンドブック」に記載し、こちらも厳正に適用している。

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫については、履修登録単位数の上限を、学則第11条により、平成20 (2008)年度以前の入学生は1年間に40単位未満、平成21 (2009)年度以降の入学生は各学期に22単位以内とし、履修できる授業の数が適切な設定となるように配慮し、単位制度の実質を保つように工夫している。ただし、特に資格に関わる科目の単位数については、その資格の取得を希望する者と希望

しない者がいることに配慮して上限から除外し、また集中講義についても、その上限から除外している。なお、広島文教女子大学授業科目履修規程第4条に示したようにGPA制度の導入にあわせ、成績優秀者に対する履修登録単位数の上限の引き上げ（GPA 3.5以上の者が年間+8単位、GPA 3.0以上3.5未満の者が年間+4単位）を行った。

また、大学院における単位認定、進学及び卒業・修了判定要件を適切に定め、厳正に適用していることについて、単位認定、及び修了要件については、大学院設置基準第15条、大学設置基準の準用に則り、厳正に適用している。具体的には、単位の認定については、大学院15条に「授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする」と定めている。その成績は、学期末試験、出席状況、平常の学習状況などを総合して、各授業担当者が厳正な評定を行っている。各授業の成績評定の方法は、シラバスに明示している。

大学院課程の修了要件及び学位授与に関しては、大学院学則第45条から第48条に基づいて適切に定められており、厳正に適用している。また、本学ホームページ「大学院」において、学位論文作成要件・手順・論文審査基準及び学生授与までの経緯として明示している。具体的な修士論文の指導は、修士論文発表会の実施などに明らかである。よって、大学院設置基準第12条、大学院設置基準第13条、大学院設置基準第14条の2を遵守しているといえる。

### **(3) 2-4の改善・向上方策**

GPA制度が本格的に導入されたことを承け、その適切な運用を図るために、教員側はFD活動との連携も視野に入れて、特色ある教育活動のさらなる発展と成績評価に関する厳正化や標準化を、教務委員会及びFD専門委員会を中心に、来年度中に検討していく。さらに、卒業要件に導入したGPA 1.5以上という条件をクリアするための学習支援について、教務委員会及び学習支援室を中心に、来年度中に検討していく。大学院にかかる単位制度の実質を保つ工夫として、教育課程改正を含め専攻会議並びに研究科委員会で検討していく予定である。

## **2-5 キャリアガイダンス**

### **《2-5の視点》**

#### **2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備**

##### **(1) 2-5の自己判定**

「基準項目2-5を満たしている。」

##### **(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制の整備については、「インターンシップ実施報告書」及び「平成22年度教育懇談会資料」に示したように、多彩な支援を年間を通して行っている。

インターンシップ、各種資格取得、その他のキャリア教育のための支援は、キャリアセ

ンターと就職課とが実施している。「インターンシップ」は平成 18 (2006)年度を試行期間とし、平成 19 (2007)年度からキャリア形成の正式科目として位置づけ、平成 21 (2009)年度からはキャリア教育の中に「インターンシップ」を正式科目としての位置付けを行った。平成 22 (2010)年度は 22 人の学生が研修に参加し、平成 22 (2010)年度においては、副専攻課程の導入（国際ビジネスコース、情報ビジネスコース）に伴い、広島文教女子大学教育課程等に関する規程に示したように教養教育科目としてキャリア形成科目群が誕生した。

資格取得のためのキャリア教育として、平成 22 (2010)年 10 月から、東京リーガルマインド社と提携した広島文教女子大学「資格ハンター」講座を開設した。平成 23 (2011)年 3 月末での受講者は若干名である。また、勉学や就職活動に役立つ講座として「社会人基礎力養成講座」（①新聞はおもしろい「新聞読み方講座」、②ペン習字講座、③ビジネスマナー講座）を開講した。

その他、「公務員試験対策講座」（全 30 回及び集中講座）、「就職筆記試験対策講座」（全 15 回）、「民間筆記試験対策講座」（全 15 回、SPI 対策）を実施し、今年度新たに「航空・ホテル・旅行業界を目指す学生のための基礎講座」（全 16 回）を加えた。また、資格取得のための直接支援として、下表 2-5-1 の模擬試験実施状況で示したような模擬試験を実施した。

表 2-5-1 平成 22 年度 模擬試験実施状況

1	TOEIC	4 月, 7 月, 10 月, 12 月, 2 月
2	日本語検定	6 月, 11 月
3	教員採用模擬試験	4 月, 5 月, 6 月
4	保育士模擬試験	5 月, 7 月
5	社会福祉士模擬試験	10 月
6	精神保健福祉士模擬試験	10 月

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているかについて、本学の就職支援は、広島文教女子大学キャリアセンター規程に明示してあるキャリアセンターと学校法人武田学園組織規定にある就職課とによる支援体制となっている。平成 22(2010)年度には、キャリアカウンセラーを常勤 1 人、非常勤 3 人とし、相談体制を強化・充実したところである。相談支援の実績はエビデンス・データ編の表 2-9 のとおりで適切に機能している。

また、就職課においては、本年度より表 2-5-2 の相談受付時間相談で示すように、受付時間の延長を行い学生の利便性の向上に努めた。

表 2-5-2 相談受付時間

平日	8:30 ~ 19:00
土曜日	9:00 ~ 15:00

[ただし、長期休業中は通常（平日；9：00～17：00、土曜日；9：00～12：00）どおり]

本学は、学生の就職・進学に関する相談や助言を通してその支援をするために、キャリアセンターと就職課の二元体制をとっている。キャリアセンターは運営委員会を設置し、学科選出の教員7人と就職課長で、就職講座の開催、就職支援計画等に関する協議と決定を行い、就職に対する相談、支援体制の運営の中核としている。就職課においては、春・秋各1回の4年生全員に対する面談を行い、就職への個別支援とともに、就職への意識が不十分な学生に対し意識付けを行うなど、就職活動状況の把握と「もれのない」支援に努めている。また、本年度から3年生においても後期に全員に対する面談を行い早期からの就職を意識した動機付けを行った。

また、学生の就職活動にあたっては、保護者・家族からの支援も重要である。そこで、本学のキャリアセンター・就職課において、保護者に就職状況についての理解を深めて頂くための取り組みを実施した。その一環として、「保護者のための就職ガイドブック」を作成し3年生の保護者に配布した。加えて、「保護者のための就職ガイダンス結果報告書」で示したように、平成22(2010)年度には10月の教育懇談会当日に、3年生の保護者を対象に「保護者のための就職ガイダンス」を開催した。主催は、キャリアセンター・就職課で、内容は①就職状況の説明、②保護者・家族の支援の重要性、③4年生内定者による就職への取り組みの発表などであった。3年生の保護者・家族を中心に121人の参加があった。

平成22(2010)年度においては、「育心育人教育推進プログラム結果報告書」で示すように、全学をあげて「出口を見据えた『心を育て人を育てる』教育の推進」を目的とした「育心育人教育推進プログラム」を実施した。キャリアセンター・就職課においてもこの取り組みと連携を行った。この結果、大学全体での入学時から卒業時までの一貫した学生への支援体制が構築され、今後の就職指導、支援が強化された。

大学院にかかるインターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制を整備していることについては、教育学専攻臨床心理学コースの場合、主に授業科目「臨床心理実習」によってなされている。臨床心理実習では、学外施設実習として、医療機関、福祉相談機関への実習がなされる。また学内施設実習として、心理教育相談センターにおける実習がなされる。実習では、相談業務の担当などを通して、専門家としての姿勢や態度の習得、並びに専門的スキルを習得に向けての指導を受け、キャリア教育がなされているといえる。その結果、大学院修了者のほとんどが心理専門職として就職している。さらに修了年の翌年度に実施される臨床心理士試験でも合格者を輩出している。

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているかについて、修士論文指導教員が個別に対応するとともに、教育学専攻主任・研究科長が対応しているが、体制として整備は、不十分である。

### **(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

キャリアセンター・就職課で実施している「就職ガイダンス」への出席者が年々減少している。学生の参加への配慮が十分でないと思われるので、キャリアセンター運営委員会で開催の時期、時間について改善策の検討を行い、来年度の行事予定編成時期までに全学の行事日程に反映させる予定である。

卒業時に就職したが、満足できず極めて早期に退職してしまう者がいる。早期に退職するという点で、それまでの就職支援に不備（ミスマッチなど）があったことも推測されることから、キャリアセンター運営委員会で早期離職者の登録制を検討するなど、改善に向けて平成 23 (2011)年度までに卒業後の就職支援を制度化する予定である。

また、大学院においても就職担当教員を決定し、キャリアセンター、就職課との連携を強める予定である。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では FD 専門委員会によって「学生による授業評価アンケート」が実施されており、全教員（含非常勤）がそれぞれ前・後期各 1 科目を授業評価対象科目に設定し、最終授業期間（第 15 週目）中に行なわれる。アンケート終了後、アンケート結果は当該教員に返却され、教員はこれをもとに「本授業の目的」「本授業の到達目標」「授業の現状」「授業評価アンケートの結果の考察」「FD 活動案」「その他」の項目について「授業評価結果のふりかえり」を行なう。アンケート結果及び各教員の「ふりかえり」は、学内 LAN (Local Area Network) 上で学内に公開されており、また、年度ごとの授業評価アンケートの概要は、大学ホームページ上に掲載している本学の FD 活動報告書「文教 FD」によって、広く一般にも公開している。

本アンケートは、平成 20 (2008)年度よりそれまでの紙媒体による方式を改め、学内 LAN 上の「ユニバーサルパスポート」によって行なうこととした。しかしこの方式は、授業時間外に、学内に設置されているパソコンから回答しなければならないという制約があり、また携帯電話からは回答できないという難点があって、回答率の低下を招くこととなった。特に前年平成 21 (2009)年度の回答率は、前期 44.6%、後期 30.6%と、極めて低い数値となった。平成 22 (2010)年度前期は、この問題点を解消するために、アンケート実施直前にチューターを通して全学生に「授業評価アンケートのお願い」「授業評価アンケート実施科目確認票」「アンケート使用可能パソコン設置場所及び時間帯」の文書を配布し、回答率の回復に努めた。しかし、38%とやや回復したものの、やはり低い回答率にとどまることとなった。そのため、後期からは再び紙媒体による方式にもどし、アンケートの有効性を確保することとした。ただし、自由記述については依然として学内 LAN 上で行なっているため、回答率を回復することはできなかった。

平成 13 (2001)年度以来、恒常的に実施されてきた本アンケートによって、本学では FD 活動の重要性に対する認識は定着したと言える。しかし、個々の教員がそれぞれに授業評価対象科目を設定し、その結果をもとに個別の授業改善案を策定するという現行の方式で



は、FD 活動は個人レベルを超えることはできず、組織的な FD 活動に繋がりにくいと思われる。FD 専門委員会ではこうした問題点を解消すべく、授業評価アンケートの改善案を検討した。

各学科では、チューターが中心となって学生に定期的に個別面談を行い、累積 GPA の推移等の学修状況や資格取得状況及び就職内定状況等について把握し、学科会で報告するなどして情報の共有に努めている。

大学院にかかる学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどによる、教育目的の達成状況を点検・評価については、本大学院において、平成 21 (2009)年度以降、大学院 FD 活動を開始し、学生の学修状況の把握と改善に努め、学生並びに教員に授業アンケートを実施した。

点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていることについては、平成 21 (2009)年度については、大学ホームページ「情報公開」の 2009 年度 FD 活動報告書「文教 FD」、大学院における FD 活動報告、並びに広島文教女子大学紀要に論文を掲載し、フィードバックしている。

### **(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）**

現在、学長―副学長―学科長が連携した「教育システムの構築」プロジェクトが進行中で、各学科において「人材育成目標」「履修モデル」の策定が行なわれており、平成 23(2011)年 3 月 8 日の学内研修会で中間報告がなされた。FD 専門委員会ではこれを受けて、来年度より、以下のように授業評価アンケート方式の改正を予定している。

- ・ 各教員が個別に前・後期 1 科目ずつ授業評価対象科目を設定するという方式を改め、学科ごとに「人材育成目標」をもとに、特に主要となる科目を授業評価対象科目として設定する（原則として、必修科目は全て対象科目とする）。
- ・ アンケート結果についての「ふりかえり」についても、各個人ではなく学科単位で行なう。

これによって本学の FD 活動は、個人レベルから組織的な活動へと深化していくことが期待される。なお、自由記述の回答率の回復に関しては、FD 専門委員会で引き続き検討していくこととする。

大学院においては、平成 21 (2009) 年度より、学生による授業評価と教員自身による授業評価が始まった。次年度は、教員間授業評価を実施する。

## **2-7 学生サービス**

### **《2-7 の視点》**

#### **2-7-① 学生生活の安定のための支援**

#### **2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用**

### **(1) 2-7 の自己判定**

「規準項目 2-7 を満たしている。」

## (2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているかについて、学生生活全般にわたっての学生サービスは、広島文教女子大学学生サポートセンター規程に基づく学生サポートセンターが所轄している学生生活支援委員会と学生相談室が受け持ち、適宜対応している。加えて、チューター制度により各学科においても学科独自の問題など学生へのサポートを行っている。また、社会人、編入、転入学生に対しても各学科のチューターが本学に早くなれるための様々な支援を行っている。

奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っていることについては、奨学金制度、学納金減免制度及び教育ローン利息補給制度があり、全体としては、それぞれの目的に応じて有効に機能している。奨学金制度のうち、本学独自の制度である武田ミキ記念基金奨学金及び美樹会奨学金制度は、学業成績と家計状況の判定基準による、客観的でスムーズな選考を行うことができている。学納金減免制度のうち、授業料等学納金優遇措置は、成績優秀者が本学へ入学するための一助となっている。また、遠方からの学生が多い本学の長を生かし取り入れた寮優遇制度は寮費が無料ということもあり、多くの入寮者を迎えることとなった。

学生の課外活動への支援を適切に行っていることについては、人的支援と経済的支援からなる。人的支援体制は、学生支援委員会役割分担表に示してあるように、学友会の諸行事について学生生活支援委員会の担当教職員が適切な対応をしていると評価できる。具体的には、学生支援委員会議事録に記載されているとおり、学生自治活動である大学祭や合同発表会ほか学友会年間行事への支援を行った。また、経済的支援については、クラブ・サークル強化費に関わる内規に示してあるように、強化指定クラブの制度を継続して実施している。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているかについては、学生相談室運営委員会議事録や、下表 2-7-1 の学生相談室への来談者数及び相談回数に示してあるように、学生相談室への来談者数や相談件数から見れば、適切に機能していると評価できる。また、「学生相談第1号～第4号」による活動報告書の定期的な発行も、継続的な改善の努力の結果といえる。

表2-7-1 学生相談室への来談者数及び相談回数（平成21年度～平成22年度）

	平成21年度	平成22年度
来談者数	186	222
相談回数	486	429

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映していることについては、学生の意見を率直に汲み上げるシステムとして、直接学長の下にメールを送信することのできる「学長メール」（学内 LAN 上に設定）を実施している。また、「学友会」（学生自治会）としても、学生の意見を自由に投函できる意

見箱を設置し、学生サービスに反映させるシステムを作っている。この「学友会」からの意見は、学生生活支援委員会と学友会との共同開催である「大学生生活連絡協議会」などによって、きめ細かな対応を行っている。

学生の課題活動への支援を適切に行っていることについては、本学は、該当しない。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているかについては、学生相談室運営議事録や、学生相談室への来談者数や相談件数から見れば、適切に機能していると評価できる。また、活動報告書の定期的な発行（「学生相談」第1号～第4号）も、継続的な改善の結果といえる。

学生サービスに対する学生の意見等を組み上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映していることについては、学生の意見を率直に汲み上げるシステムとして、直接学長の下にメールを送信することのできる「学長メール」を実施している。

大学院にかかる学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているかについては、大学と同様に学生全般にわたっての学生サービスは、学生サポート課並びに学生相談室が対応している。また、各専攻主任がチューターとなり、学生へのサポートを行っている。特に社会人入学生に対しては、個別の学修指導など様々な支援を行っている。

学生の課外活動への支援を適切におこなっていることについては、大学と同様に奨学金制度、学納金減免制度及び教育ローン利息補給制度があり、全体としては、それぞれの目的に応じて有効に機能している。

学生の課題活動への支援を適切に行っていることについては、本学は該当しない。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行うことについては、大学と同様に学生相談室運営議事録や、学生相談室への来談者数や相談件数から見れば、適切に機能していると評価できる。また、活動報告書の定期的な発行（「学生相談」第1号～第4号）も、継続的な改善の結果といえる。

学生サービスに対する学生の意見等を組み上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映していることについては、大学と同様に学生の意見を率直に汲み上げるシステムとして、直接学長の下にメールを送信することのできる「学長メール」を実施している。

### **(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）**

学友会活動の支援方法、並びに学生全体を支援する方法のあり方について来年度中に点検する。特に、クラブ・サークル活動に関しては、学生生活支援委員会とクラブ・サークル顧問との関係性をより密にし、相互に連絡を取ることのできるシステムを構築することと、従来行ってきたクラブ・サークル強化費の扱いについて来年度をめぐりに検討する。これらは、クラブ・サークルの活動に対する多面的な支援体制を考えることと、特定クラブに偏ってしまったクラブ・サークル強化費を全クラブ・サークルに対する活動の活性化に役立てるためである。

また、平成19(2007)年度に実施をした、学生生活の実態に関するアンケート調査を集計し、平成20(2008)年度に『学生生活の現状と学生生活支援のあり方』として学内に公開している。来年度は4年毎に行われる満足度調査の年に当たるのでアンケート内容を精

査し、調査を実施する予定である。

大学院においては、チューターによる個人面談を実施するとともに学内の学生支援制度の周知を図っていく予定である。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### (1) 2-8の自己判定

「基準項目2-8を満たしている。」

### (2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学学則第1条に示す教育目的に基づいて、学則第2条にあるような学部、学科を編成し、学則第9条及び9条別表に示すように教育課程を編成している。本学は、この教育課程に即してエビデンス・データ編の表F-6の「全学の教員組織」に示すような教員を各学科等に配置している。各学科の専任教員数は大学設置基準第13条の「別表第1」及び「別表第2」の基準を満たしている。また、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(国語)中学校教諭一種免許状(英語)、高等学校教諭一種免許状(英語)、高等学校教諭一種免許状(福祉)栄養教諭一種免許状の教職課程に関する専任教員数は、それぞれ「教職課程認定基準」を満たしている。更に、学則55条の2に定める社会福祉士並びに精神福祉士国家試験受験資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、「社会福祉に関する科目を定める省令」第4条の第2号から第4号(教員資格要件と員数)、「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」第1条第3項から第5項(教員資格要件と員数)及び「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第5条第4号から第9号及び別表第2(教員資格要件と員数)の基準を、学則55条の3に定める保育士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、「指定保育士養成施設指定基準」第4-(2)-ア-(ア)及び第4-(2)-イ-(ア)から(オ)(教科担当教員組織及び教員資格)の基準を、学則55条の4に定める栄養士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、「栄養士法施行規則第9条」の基準を、学則55条の5に定める管理栄養士国家試験受験資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、「栄養士法施行規則第11条」の基準をそれぞれ満たしている。

次に、教員の採用に当たっては、「大学設置基準第7条」に基づき、担当科目に対する専門性、研究教育能力、学生生活全般にわたる指導力など本人の能力だけでなく、学部・学科全体の年齢構成なども考慮して採用・昇任人事を実施している。その結果、学部教員の年齢構成はエビデンス・データ編の表2-15にあるように、多少50代から60代が多いように思われるが、20代から60代まである程度バランスがとれている。

また、本学では、平成17(2005)年より教員評価を実施しており、学長並びに学科長が評

働者としての研修を積み、公正・公平な評価が実施されている。教員の評価に関する基準は、毎年の業績評価並びに能力評価は業績評価票、能力評価票を用いて評価されている。更に、平成 17 (2005)年より本学は目標管理システム「BMS」を導入し、この目標達成度も教員評価に組み込まれている。これらは、単に教員の管理体制として導入されたものではなく、教員の資質、能力向上への取り組みの一環として位置づけられている。

教養教育実施のための体制の整備については、本学は学則第 9 条及び 9 条別表に示すような教養教育科目を配置しており、これらの教育課程を運営する組織として教養教育部並びに「BECC」を設置し、専任教員を配置している。特に「BECC」では、1 年次から 4 年次までの英語教育を実施するネイティブの専任教員 7 名と英語の自立学習を支援するネイティブの専任教員 3 名が所属しており、これにより学生は 4 年間で教養教育課程と専門教育課程をバランスよく履修できるようになっている。

### **(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）**

平成 22 (2010)年度は、この項目の各視点を満たしており、来年度も教員の配置の充実、教員の職能開発等に努める。

## **2-9 教育環境の整備**

### **《2-9 の視点》**

#### **2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理**

#### **2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理**

### **(1) 2-9 の自己判定**

「基準項目 2-9 を満たしている。」

### **(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

本学は、大学設置基準に示されている教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

快適な学生生活をおくるための施設・設備としては、ブックセンター（書籍・文具類販売）、が開設されており、また、学生の自主研修あるいは憩いの場として、談話室（36席）、学習ホール（54席）及び学生食堂の一部が、8:30から20:30まで開放され、中庭にも約170席分のテーブルとベンチを設置している。

附属図書館は、資料としての図書・学術雑誌の蔵書数及び設備としての閲覧室等の座席数は学生収容定員に対して充足している。貴重資料以外は全て開架式となっているため、施設の利用率は高く、平成 22 (2010)年度には、延べ 55,003 人の入館者があった。しかし、学科改組により、文学研究を行う学生が減少したこと、データベースの普及等による図書館利用方法の変化（非来館方の利用）により、学生 1 人当たりの貸出冊数及び入館者数は減少傾向にある。

利用指導については、新入生は入学時に学科の希望制ではあるが、館内案内と図書館利用

方法を、3年生4年生には平成21(2009)年度に改訂をした「論文・レポート・演習資料作成のための文献探索法の基礎」を利用し、資料収集方法の指導を行っている。近年は、図書館主催の全学対象の図書館利用ガイダンスとともに、教員と連携し、授業やゼミを通して、教員や学生の要望に沿ったガイダンスを行っている。

図書館のガイダンスは主に第2閲覧室グループ学習コーナー、資料室を使って行うが、スクリーンやプロジェクタなど環境が整っていなかったが、今後増加傾向にあるガイダンスに対応できるよう、今年度末に、プロジェクタやパソコン、ホワイトボードなどのガイダンス環境の整備を行なった。来年度以降には、近年各大学で整備が整いつつあるラーニング commons 的な要素を持ったコーナーとし、学生の自学自習に対応できるように整備を行なう必要がある。

開館時間については、授業期の平日は9:00~19:00、土曜日は9:00~15:00、休業期の平日は9:00~17:00、土曜日は休館としているが、夏期休業中に開催される司書講習の講義にあわせ、平日は授業期と同様9:00~19:00、土曜日は9:00~17:00と開館時間の延長を行っている。また、大学院設置基準第14条特例適用学生を受け入れた場合は、平日9:00~21:00、土曜日は9:00~19:00まで延長開館を行うよう規程の整備を行なっている。なお、閲覧室や資料は学外者に対しても開放されており、平成22(2010)年度には、司書講習生94名の利用を除き、延べ378人の利用があった。

IT施設については、情報処理演習室及びマルチメディア教室を3部屋設備し、150台のパソコンを設置している。授業はもちろん空き時間には学生に開放し、利用できるようにしている。また、図書館の1階にもパソコン80台を設置して、開館時間内であれば自由に利用することができる。平成22(2010)年度の情報機器学生一人当たりの設置台数は、0.97台となっている。

施設・設備の安全性(耐震等)については、現在のところ問題が生じる状況にはないが、次年度に耐震診断を予定しており、その結果により必要な対策を講じる予定である。

学生の意見を率直に汲み上げるシステムとして、直接学長の下にメールを送信することができる「学長メール」を実施している。また、学友会としても、学生の意見を自由に投函できる意見箱を設置し、施設・設備の改善に反映させるシステムを作っている。

その他、学友会関係担当教員と学友会4局(本部、大学祭実行委員会、体育局、文化局)の代表学生とでそれぞれに会合を開催し、学生からの教育環境に対する意見を汲み上げる機会としている。

各授業の受講生数は、1年時の全員が履修する「文教学入門」「キャンパスライフプランニング」「人間科学入門」の授業が、一つの教室で授業が実施される最大規模のものであり、それ以外の授業は、講義科目50名から150名程度、演習科目は40名以下で実施されている。特に各学科の専門演習では、数人から十数人程度の少人数授業が実施されており、十分な教育効果を上げている。

### (3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

本学の特徴である少人数によるきめ細かな対応を考えた教育を実践するために、今後も適正人数を考えた授業数を構成していく。例えば、講義形式の科目において100名を越える授業科目については2コマ開講などの対策を来年度に向けて検討中である。さらに、受

講学生のクラスサイズや授業形式にあう教室の確保について中・長期的に考えていく。

また、平成 22 (2010)年 4 月に大学の重点課題の一つとして取り上げられた「学習支援体制の整備」プロジェクトでは、学習支援や学習環境の整備を中心に検討が加えられた。これは、中央教育審議会大学分科会において「中長期的な大学教育の在り方に関する二次報告」(平成 21 (2009)年 8 月)においても重点課題として取り上げられたものである。本学では、学生サポートセンターの 4 つの委員会等(教務委員会、学生生活支援委員会、学生相談室、学習支援室)のメンバーを中心としてそれぞれの立場から検討を加えた。報告書は、短期案として平成 22 (2010)年 10 月 26 日、中長期案として平成 23 (2011)年 3 月 28 日に学長に提出した。この中で、授業、学生生活、学生相談、及び学業支援等についてソフト面、ハード面に分けて、様々な視点から学生に対する学習環境についての問題点を指摘した。実効性や実用性の高いものから順に改善していく。

### **【基準 2 の自己評価】**

「2-1 学生の受入れ」、「2-2 教育課程及び教育方法」、「2-3 学修及び授業支援」、「2-4 単位認定、卒業・修了認定等」、「2-5 キャリアガイダンス」、「2-6 教育目的の達成状況」、「2-7 学生サービス」、「2-8 教員の配置・職能開発等」、並びに「2-9 学習環境の整備」の 9 の項目の基準を概ね満たしていることから、基準 2 に関わる「学修と教授」に関しては条件を満たしていると言える。ただし、「2-1 学生の受入れ」の項目に関しては、収容定員を満たしていない学科があり、定員充足に向けて今後とも検討を継続していく必要が認められる。

平成 22 (2010)年度は、各項目の各視点を概ね満たしており、来年度もこの方針を継続する予定である。ただし、特定学科での定員割れの問題は、当該学科や広報委員会だけの問題とせず、来年度に向けて全学を上げて検討していく予定である。

## 基準 3. 経営・管理と財務

### 3-1 経営の規律と誠実性

#### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法，私立学校法，大学設置基準をはじめとする大学の設置，運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全，人権，安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

組織倫理に関する規定は、「学校法人武田学園就業規則」及び「学校法人武田学園職員倫理規程」により一般的な倫理規範、「広島文教女子大学研究倫理規程」により研究面での倫理規範を定めている。また個人情報保護に関しては「個人情報保護に関する規程」を制定するとともに「個人情報保護マニュアル」を作成し教職員に配布した。ハラスメントの防止に関しては、「ハラスメント防止・対策委員会規程」「ハラスメント調査会規程」「ハラスメント調停委員会規程」「ハラスメント相談員連絡会規程」を制定するとともに、「セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を作成している。よって、組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているといえる。

学内外に対する危機管理の体制は、「広島文教女子大学安全衛生管理規程」により、安全衛生を定め、危機管理については「学校法人武田学園危機管理規程」を定め「危機管理マニュアル」を作成している。さらに、個々の事象については「組換え DNA 実験安全委員会規程」「動物実験規程」「個人情報保護に関する規程」「臨時休講措置の取り扱いについて」「広島文教女子における大学防犯カメラ管理・運用内規」を定め運用している。よって、学内外に対する危機管理体制を整備し、かつ適切に機能させているといえる。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策

学校教育法施行規則 172 条の 2 の教育研究活動等の情報の公表は全ての項目についてホームページで公表している。併せて財務情報の、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事監査報告書もホームページで公表している。組織倫理に関する規程や危機管理の体制も整備されているので、引き続き、現状の体制で運営していく。

### 3-2 理事会の機能

#### 《3-2 の視点》

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能
- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能



### **(1) 3-2 の自己判定**

「基準項目 3-2 を満たしている。」

### **(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定できる体制は、「学校法人武田学園寄附行為」および「学校法人武田学園理事会規程」に則って、理事会および評議員会が設置されている。また、「学校法人武田学園常任理事会規程」に則って、常任理事会が開催されている。そして、「理事会議事録・評議員会議事録・常任理事会議事録」が示すように、学園の重要事項を決定する理事会および評議員会は、年 4 回開催され、常任理事会は、毎月開催されている。

これらの会議では、中期計画の策定とその中間の見直しが行われていることからわかるように、学園の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事会の運営は、「理事会議事録」に示されるように、「学校法人武田学園寄附行為第 17 条～第 19 条」に基づき、理事会を置き、年 4 回開催しており、私立学校法第 36 条、第 37 条を遵守しているといえる。よって、理事会を寄附行為に基づいて、適切に運営している。

理事の選考は、「学校法人武田学園寄附行為第 5 条～第 7 条及び第 10 条～第 12 条」に示されるように、理事の選考に関する規程を整備しており、定数 11 人に対し現員 11 人で、私立学校法第 35 条～第 40 条を遵守しているといえる。よって、理事の選考に関する規程を整備し、適切に選考している。

理事の出席状況については、「理事会議事録」に示されるように、72.7%～90.9%の出席率で推移している。よって、理事の出席状況は適切である。

### **(3) 3-2 の改善・向上方策**

理事会が使命・目的の達成のために戦略的に意思決定できる体制は整備されており、今後も、現在の運営形態を継続していく。

## **3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

### **＜3-3 の視点＞**

#### **3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

#### **3-3-② 大学の意思決定と職務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

### **(1) 3-3 の自己判定**

「基準項目 3-3 を満たしている。」

### **(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

教育に関わる学内意思決定機関の組織は、「学校法人武田学園組織規程」「広島文教女子大学教授会規程」「広島文教女子大学運営協議会規程」により学校教育法 93 条及び学校教

育法施行規則第 143 条、144 条を遵守しているといえる。また、教育、研究に係る事項は「学科長会」、「センター長会」及び「各委員会」において協議後、「教授会」「運営協議会」において審議・決定する。よって、教育に関わる学内意思決定機関の組織を適切に整備し、適切に機能しているといえる。

教育に関わる重要な意思決定機関は、「学校法人武田学園組織規程」「広島文教女子大学教授会規程」「広島文教女子大学運営協議会規程」により学校教育法 93 条及び学校教育法施行規則第 143 条、144 条を遵守しており、学内意思決定機関の組織上の位置づけが明確になっている。

教育に関わる学内意思決定機関の組織は、「広島文教女子大学運営協議会規程」において、大学の使命・目的に照らし審議され、基本方針が決定される。その決定事項は教職員に伝達され、教授会の決定事項とともに、各学科、「センター長会」及び各委員会の審議に反映される。また、学生からの各種の要望や意見は、学生サポート課の相談窓口やチューター等を通じて、各学科、「センター長会」及び各委員会において提案・審議され、必要に応じて「大学運営協議会」「教授会」において審議される。さらに、授業に関する学生からの要望は FD 専門委員会が行っている学生による授業アンケートから汲み上げられる。学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように適切に機能しているといえる。

大学の意思決定と業務執行は、「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」(資料)「学校法人武田学園組織規程」において、学長は校務をつかさどり、所属職員を指揮監督し、大学を代表するとともにその遂行に必要な権限を有する。また、理事として理事会に出席し大学の意見等を反映させる。このように、学長は、業務遂行に対して、構成員の支持を得ながら多岐にわたり権限を行使することが可能である。よって、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備しているといえる。

### **(3) 3-3 の改善・向上方策**

教育に関わる学内の意思決定機関は適切に整備・機能しているとともに、組織上の位置づけも明確になっている。また学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制の整備もなされている。今後も、現状の体制を継続して運営していく。

## **3-4 コミュニケーションとガバナンス**

### **〈3-4 の視点〉**

**3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門のコミュニケーションによる意思決定の円滑化**

**3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性**

**3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営**

### **(1) 3-4 の自己判定**

「基準項目 3-4 を満たしている。」

### **(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

意思決定において、部門長として、大学部門には学長が、学園統括部には部長が置かれている。「学校法人武田学園寄附行為 6 条および 25 条」にあるように、部門長は理事及び評議員であり、学園の運営に関する事項にも深く関わっている。また、「広島文教女子大学 大学運営協議会規程第 3 条」にあるように、大学の意思決定機関である「大学運営協議会」には、学長および部長が参加することで、大学運営に関しても管理運営機関と部門間の連携を適切に図っている。

法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制は、平成 16（2004）年 12 月の組織改編により、従来あった、法人事務局と大学事務局を一体化させて、学園統括部を立ち上げ、一つの組織として運営している。そして、学園統括部における組織権限は、「学校法人武田学園職務・権限に関する規程第 6 章」に詳述されており、この規程に則って、法人と大学の各管理運営機関が相互にチェックする体制を整備し、適切に機能している。

監事に関する規定は、「学校法人武田学園寄附行為第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条～第 12 条」に示されるように、整備しており、定数 2 人に対し現員 2 人で、私立学校法第 35 条～第 40 条を遵守しているといえる。よって、監事の選考に関する規程は整備しており、適切に選考している。

監事の理事会への出席状況は、「理議会議事録」に示されるように、2 人出席が 3 回、1 人出席が 1 回である。よって監事の理事会への出席状況は適切である。

評議員会は、「評議員会議事録」に示されるように、「学校法人武田学園寄附行為第 20 条～第 23 条」に基づき、評議員会を置き、年 4 回開催しており、私立学校法第 41 条～第 43 条を遵守しているといえる。よって、評議員会を寄附行為に基づいて、適切に運営している。

評議員の選考は、「学校法人武田学園寄附行為第 20 条及び第 25 条～第 27 条」に示されるように、評議員の選考に関する規程を整備しており、定数 19 人以上 25 人以内に対し現員 23 人で、私立学校法第 41 条及び第 44 条を遵守しているといえる。よって、評議員の選考に関する規程を整備し、適切に選考している。

教職員の提案は、エビデンス「文教マネジメントシステム（「BMS」）マニュアル」の資料に示すように、本学では、平成 17（2005）年度より目標管理システムを取り入れ、中期計画や理事長目標、部門目標を受ける形で、各学科や各個人の 1 年間の目標が定められるようになってきている。そして、各セクションで部署目標を定める際に、一部ボトムアップ方式を採用しており、教員からの提案をくみ上げるようになってきている。また、「BMS」目標の内容によっては、検討メンバーとして教員が参加し、検討過程において様々な提案できるようになってきている。

職員においては、上記の「BMS」による意見の汲み上げのほか、平成 20（2008）年度から、「BMS」の目標の一つとして、各個人から業務改善提案書を提出する仕組みを採用し、小さな改善から学園の運営に関するものまで、様々な意見を汲み上げるような仕組みを運営している。また、出された意見に対しては、原則として、全てその後の対応状況を記録して公表している。

よって、本学では、教職員の提案をくみ上げる仕組みを適切に整備し、運営の改善に反映している。

### **(3) 3-4 の改善・向上方策**

平成 17 (2005) 年度より導入している「BMS」は、制度の概要においては適切に整備されているが、実行面において、十分な成果がだされているとは言えない。現在も「BMS」の検討メンバーによって、改善に向けた検討が続けられている。今年度は、検討メンバーによって出された改善の方針に従って、「BMS」をより実効性のあるものになるよう取り組んでいく。

### **3-5 業務遂行体制の機能性**

#### **《3-5 の視点》**

**3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保**

**3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性**

**3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意**

#### **(1) 3-5 の自己判定**

「基準項目 3-5 を満たしている。」

#### **(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

事務体制は、「学校法人武田学園組織規程第 8 章」にあるように、平成 16 (2006) 年 12 月に学園統括部を発足し、従来の体制を大幅に見直して、管理運営体制の整備を行った。その後、若干の修正を加えながら、現在にいたっている。

教学と事務との間には、センター組織を作り、ここには教員と職員が兼務する形で種々の大学運営に共同で取り組む体制ができている。

現在の事務体制は、組織権限も明確になっており、また、センター組織の役割も明確になっている。よって、使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能していると言える。

職員の組織編成については、「学校法人武田学園組織規程」で定め、教職員に明示している。

同規程では、学園の円滑な運営並びに学園及び学校等の教育目的を達成するため、学園統括部を置き、学園統括部に、人事課、経理課、総合支援課、入試広報課、学生サポート課、就職課、図書館事務室及び淳風寮を置く事務組織体制としている。学園統括部に、学園統括部長、参与及び各課に課長、寮に舎監長、図書館事務室に事務長を置く構成となっている。

職員は、専任職員41名及びパート職員28名の計69名で大学の業務を遂行している。

退職により欠員が生じた場合には、後任を採用するなど速やかに対応している。

現状の事務処の遂行に必要な職員は確保しており、職務の負担量に応じて適切に配置していると言える。

教職員の業務執行の管理体制として「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」で定め、教職員に明示している。

同規程では、業務の適正な執行を図るため、学長、研究科長、副学長、学科長、学長補

佐室長，学園統括部長，各課長等の職務と権限を定めている。通常の業務はこの規程に則って行われており，適切に機能していると言える。

職員の資質・能力向上のための研修 SD (Staff Development) は，学園統括部のミッション (エビデンス) において，「職員の能力と資質の向上を目指していくこと」として，次のような組織的な取り組みを行っている。

ア) 職員の資質向上のための研修を開催。(8月，10月，3月)

イ) 学外において開催される関連講座，講演，各種説明会へ関係する職員を参加。

ウ) 自己啓発として公的な資格を取得した職員に対し報奨金を支給する「資格取得奨励制度」を実施し，平成22 (2010) 年度は延べ9名が該当した。

### **(3) 3-5 の改善・向上方策**

職員の資質・能力向上については，これまでも取り組んできているが，改善の余地も多く残されている。具体的には，長期的な展望に立って能力開発に取り組んでいないことや，人事評価制度の中で能力開発の取り組みが関連付けられていないことが挙げられる。

これらの問題点を解消するため，平成 23 (2011) 年度には，「BMS」の部門目標として，「職員の能力開発」を掲げ，職員に求められる専門能力を部署や等級ごとに具体的に明らかにし，その能力をどのようにして身に付けていくのか，具体的な研修方法や試験方法などを検討している。この検討の結果をもとに，上記の問題点を解消する。

## **3-6 財務基盤と収支**

### **《3-6 の視点》**

#### **3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

#### **3-6-② 安定した財務基盤の確保と収支バランスの確保**

### **(1) 3-6 の自己判定**

「基準項目 3-6 を満たしている。」

### **(2) 3-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)**

収入と支出は，「平成 23 年度収支予算書」のとおり，教育の質の向上に配慮をしながらも収支の均衡を目指した結果，帰属収支差額で 300 万円の収入超過の予算となり，収入と支出のバランスを考慮した運営を行っているといえる。

財務運営は，「中期計画書 (2010 年度～2013 年度)」(2010 年 1 月 5 日発行) のとおり，「平成 22 年度収支予算書」のとおり中期計画に沿った予算となっており，中長期的視野に立った財務運営を行っているといえる。

外部資金については，下表に示すとおり，獲得実績があがっており，安定した財務基盤の確保に向けた努力を行っているといえる。

外部資金獲得状況（平成19年度～平成22年度実績）（【 】内は件数）

種別	金額（単位：千円）			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
科学研究費補助金（分担者を含む）	170【1】	1,750【4】	1,890【3】	3,510【2】
受託研究費	1,600【2】	2,000【1】	385【1】	0【0】
その他	0【0】	0【0】	600【1】	0【0】
合計	1,770【3】	3,750【5】	2,875【5】	3,510【2】

### （3）3-6の改善・向上方策

「中期計画書」で中長期の収支バランスを考慮した運営を行ってきたが、現時点では達成度が不十分である。平成 25（2013）年度中に、理事長および各部門長を中心に、平成 26（2014）年度からの次期中期計画を立案し、常任理事会・評議員会・理事会の意見を反映して策定する。その過程の中で、入学生数および決算の目標数値を明確にするとともに、その具体的な達成方法も検討を重ねて決定する。

### 3-7 会計

#### 《3-7の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適切な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### （1）3-7の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

#### （2）3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「平成 21 年度計算書類」、「平成 23 年度収支予算書」及び資料「学校法人武田学園経理規程」、「学校法人武田学園経理規程実施細則」に示されるように、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に従った内容となっており、会計基準や学園経理規程に従った会計処理を実施しており、適正に実施しているといえる。

予算については、「平成 22 年度収支予算書」及び「学校法人武田学園経理規程第 51 条」に示されるように、やむを得ない事由により予算の追加、その他の変更の必要を生じる可能性があったので、決算額が予算額と著しいかい離を生じないように、都合 3 回の補正予算を編成している。

会計監査等を行う体制は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い（日本公認会計士協会学校法人委員会報告第 36 号）を旨として、西日本監査法人により、平成 22（2010）年度中に、往査 9 回実施、平成 23（2011）年 5 月 28 日付けで「独立監査人の監査報告書」を受領している。一方、私立学校法第 37 条第 3 項及び資料「学校法人武田学園寄附行為第 16 条」の規定に基づき、学園監事は職務執行の一環としての監査機能を有し、「理事会」、「評議員会」に出席して意見を述べる立場にある。決算手続時には西日本監査法人と連携しつつ、「理事会」の前に資料「学校法人武田学園寄附行為第 37 条」の規定に基づき、2 名の監事に私立学校法第 47 条の規定に基づく収支計算書等の

内容を報告、説明し意見を求めている。その結果、「監事監査報告書」を平成 22（2010）年 5 月 25 日付けで受領しており、同日開催の「理事会」で監事としての平成 21（2009）年度決算監査報告を行っている。これらのことから、「学校法人武田学園寄附行為」及び「学校法人武田学園経理規程」に従って、監査を行う体制を整備し、厳正に実施しているといえる。

### **(3) 3-7 の改善・向上方策**

本学の会計は、法令に基づいて適正に処理されており、監査法人による会計監査も複数受けて、「学校法人武田学園経理規程」、「学校法人武田学園経理規程実施細則」や学校法人会計基準に沿って処理されており、また、繰り返し厳正なチェックを受けている。運用面についても予算と乖離が生じた時には補正予算を編成している。今後も、現状を踏襲して、厳正な処理に取り組んでいく。

#### **[基準 3 の自己評価]**

組織倫理については、「学校法人武田学園就業規則」や「学校法人武田学園職員倫理規程」によって一般的な倫理規範を定めているほか、研究面での倫理規範、個人情報保護、ハラスメント防止に関しても適切に規程を整備している。また、安全衛生や危機管理のほか、個々の事象についても規程や内規を定め、適切に運用している。

学園の意思決定については、「学校法人武田学園寄附行為」及び「学校法人武田学園理事会規程」をはじめとして各種規程を適切に整備している。また、それぞれの規定に基づいて、「理事会」や「評議員会」、「常任理事会」を設置・運営している。理事・評議員会の運営についても私立学校法を遵守しており、理事・評議員の会議への出席状況も適切である。大学の意思決定については、「学校法人武田学園組織規程」、「広島文教女子大学教授会規程」「広島文教女子大学運営協議会規程」などの規定に則り、「教授会」、「運営協議会」、「学科長会」、「センター長会」などが組織され、適切に運営されている。また、学長は大学を代表するのに必要な権限を有しているとともに、理事として「理事会」に出席し、大学側の意見を学園側に反映させている。

各管理運営機関や部門間の連携については、「大学運営協議会」や各センターの会議等において、適切に図っている。監事や評議員については「学校法人武田学園寄附行為」に基づいて適切に選考され、出席状況も含めて適切に運営されている。また、教職員の意見については、「文教マネジメントシステム（「BMS」）」を通して、組織的に汲み上げて、改善に反映している。

事務体制については、平成 16（2006）年 12 月に大幅な見直しを行い、管理運営体制の整備を行っている。職務権限を明確にするとともに、必要な職員数を確保している。また、職員の資質と能力向上のために、各種研修会の開催や、公的資格取得を奨励する制度などを設けて、取り組みをすすめている。

財務運営については、4 年毎に中期計画書を作成し、運営している。中期計画書の中では、部門毎に今後の取り組み課題を明らかにするとともに、学生数の目標数値や教職員の人員計画を掲げ、それに基づいて、収支の目標を立てている。

教職員の提案をくみ上げる仕組みとして文教マネジメントシステム（「BMS」）を運用して

いるが、現在のところ十分な成果が上がっているとは言えない。この点については、「BMS」の細部に亘る検証によって、改善していく必要がある。

職員のSDについては、複数の取り組みを続けているが、それぞれの取り組みに有機的な繋がりがなく、人事評価制度を柱として体系的な人材育成に取り組んでいく必要がある。

学園の財政については、中期計画で具体的な目標を掲げているものの、未達に終わっている項目も複数ある。具体的な目標達成までのプロセスを検討するとともに、目標の定期的な点検作業をしていく必要がある。



## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

#### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、基準 I で示した本学独自の使命・目的の実現を目指して、平成 3 (1991)年度以来、毎年、自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。また、平成 18 (2006)年度には、財団法人日本高等教育評価機構によって大学機関別認証評価を受け、平成 19 (2007)年 3 月 29 日に、「広島文教女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定された。さらに、平成 18 (2006)年度以降の自己点検・評価報告書は本学のホームページの「情報公開」に掲載している。

本学の自己点検・評価体制は、学長を委員長とする大学評価委員会を設置し、その下部組織に自己点検・評価専門委員会並びに FD 専門委員会を置いている。これら委員会では、本学独自の使命・目的の実現を目指して、毎年、自己点検・評価報告書及び FD 報告書「文教 FD」を作成している。

平成 22 (2010)年度も、4 月に平成 22 年度大学評価委員会並びに自己点検・評価専門委員会が組織され、平成 21(2009)年度自己点検・評価報告書の作成及び平成 22 年度自己点検・評価報告書の作成計画が定められ、10 月には、平成 21 (2009)年度自己点検・評価報告書が作成され、本学のホームページの「情報公開」に掲載された。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 23 (2011) 年度は、次年度に、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受信する計画になっており、適切に自己点検評価を実施していく。そして、自己点検・評価は、大学評価委員会と自己点検・評価専門委員会によって、同評価機構が示す新 4 基準において、継続して行っていく。

### 4-2 自己点検・評価の誠実性

#### 《4-1 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

## (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、年度ごとに財団法人日本高等教育評価機構が指定する自己点検・評価項目に基づいて、エビデンスを明確に示しながら自己点検・評価実施してきた。エビデンスを示すデータや資料は、自己点検・評価専門委員会が収集、分析し、保管している。平成 22（2010）年度は、財団法人日本高等教育評価機構が指定する 11 の自己点検・評価項目に基づいて大学機関別認証評価のエビデンス集（データ編）並びにエビデンス集（資料編）の作成に必要なデータ、資料を幅広く収集、分析しており、その内容が評価報告書に反映している。また、本学の自己点検・評価結果は、本学 WEB ページの情報公開の項に掲載している。

## (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析、並びにエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実現するために、次年度には、IR 機能を持つ組織を創設することを、学長補佐会で検討している。

## 4-3 自己点検・評価の有効性

### 《4-3 の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしていない。」

## (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、自己点検・評価専門委員会が「自己点検・評価専門委員会規程第 9 条」に従い、各自己点検・評価項目の改善・向上方策で指摘された内容を、関連する部署に通知し、改善・向上方策の実施を要請している。受けた部署は、翌年度又は数年にわたって、改善・向上に取り組んでいる。

一方、本学には「BMS」と呼ばれている目標管理システムがあり、各部署又は個人が、毎年、目標を定め、その達成を目指して計画的に活動し、振り返りをすることが義務付けられている。そして、それら一連の活動が個々人の実績評価に反映される仕組みとなっているため、もう一つの PDCA サイクルが存在している。この「BMS」は、自己点検・評価と同様に、本学の使命・目的を達成するための活動であり、自己点検・評価における改善・向上の取り組みと同等の成果を挙げてきている。その意味では、自己点検・評価の有効性を担保する役割を果たしてきたともいえる。

しかしながら、「BMS」は、単年度で終了するものが多く、個別又は個人的な目標に対するものであることから、組織全体として継続的に自己点検・評価の結果を活用していく機能を果たすことは困難である。したがって、自己点検・評価結果を活用するための新たな仕組みが必要となる。

現在、平成 20（2008）年度以来、「BMS」の一環として取り組んできた「文教スタンダ

ード 21」のプロジェクトの中で、PDCA サイクルを実現するための仕組み作りについて検討中である。

### **(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）**

次年度には、自己点検・評価及び認証評価の結果を、活用するための PDCA サイクルを構築し、機能できるよう準備する。

#### **【基準 4 の自己評価】**

本学の自己点検・評価については、「4-1 自己評価の適切性」と「4-2 自己評価の誠実性」は基準を満たしているが、「4-3 自己評価の有効性」は、完全に基準を満たしているといえないが、PDCA サイクルを構築し、機能できるよう準備しているため、その有効性は、保証できるといえる。よって、基準 4 を満たしている。

平成 23 (2011)年度には、「文教スタンダード 21」のプロジェクトの中で、自己点検・評価及び認証評価の結果を、活用するための PDCA サイクルを構築する計画である。

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会連携

##### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### 《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放，公開講座，リフレッシュ教育など，大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は，広島市安佐北区における唯一の大学であり，学園創設時の目的に「地域文化向上の一翼を担う」とあるとおり，創立当初より，地域社会と緊密な関係を持つ大学であった。本学が行っている社会に対する物的・人的資源の提供への取り組みとしては，次のようなものが挙げられる。

###### 【大学施設の開放】

本学では，体育館，グラウンド 1 面，テニスコート 4 面を地域公的団体の大会・協議会等に，普通教室 30 教室を講習会及び各種検定会場に貸与し，有効に利用されている。

また，附属図書館については，平成 15 (2003)年度から，学術・文化に関わる学習・調査及び研究を目的とする 18 歳以上を対象に公開している。サービス内容は館内閲覧及び図書館資料の（著作権法の範囲内）複写である。近隣において，人文社会・自然科学分野での専門図書を備えている図書館は他にないため，地域にとって貴重な存在であるといえる。

###### 【地域開放講座「人生論」】

本学では，教養教育科目の人間科学科目群の「人生論」を地域に開放してきている。平成 22 (2010) 年度より前期の平日開講に戻り，受講者数としても内容的にも地域開放講座に相応しい「人生論」に変貌した。平成 22 (2010) 年度の受講者は 107 人であった。講演者や演題によっては学生の部分聴講者や地域の聴講者が 20 人～30 人増加した。

講師陣については各界，各層から招き地域開放講座に相応しい構成を図った。

特に，以下のことを実践し，成果に繋がった。（成果は学生レポートから判断）

(1) それぞれの講師のプロフィールと演題に一覧表を作成し受講・聴講の便宜を図った。また後援者にも送り，本講座の輪郭を掴んで頂きオムニバスのように生きていくことを図った。

(2) 正門近くに看板を掲げて，受講者・地域の聴講者への案内と受講・聴講意識の高揚と講師に対する歓迎・期待の姿勢を図った。

(3) 受講者のレポートは全てを個人情報部分は隠しコピーして講師に送付した。（礼状・記念写真

(4) 上記(3)を受けて講師から礼状や質問に対する応答、種々の案内を受講生にフィードバックした。

(5) 中間にあたる第 8 講を中間座談会として、前半の講演を聞いた上での感想や意見の交換発表会とした。以降、受講生に“聞く”姿勢の変化が見られた。

(6) 講演後には、講師に対する感想を述べる場(5分～10分)を設けてきた。地域の聴講者からも質問・感想があり、会を重ねる毎に質問・感想に質的变化が見られるようになった。

第 8 講を中間座談会として、前半の講演を聞いた上での感想や意見の交換発表会としたことは前述の通りである。以降の学生の“聞く”姿勢のいくらかの変化も事実である。また、地域の聴講者たちと聞く・問う・感想を述べる中で変容の兆しは見えた。しかし、自身の人生を真正面から受け止め確かな一歩に繋がる姿勢になっているかどうか。触発的反応に留めさせてはならない。頭の中だけの理解ではない、実の人生に繋がらなくては意味がない。実の人生にたどり着くには、まだまだ踏み越えて行かなければならない場が必要と思われる。

#### [司書講習]

本学では、昭和 47(1972)年度から、文部科学大臣委嘱により、司書講習を実施している。夏休み期間中の 2 ヶ月間を利用して一般対象の 14 科目(20 単位)を全学の協力体制のもと開講している。これは、中・四国唯一の開催校である。

平成 22(2010)年度には、94 人が受講(定員 70 人)した。開設以来、受講者数は減少することなく継続しており、これまでの修了者は 4,040 人を数える。

#### [公開講座]

本学主催の公開講座は、昭和 59(1984)年に開設され、平成 22(2010)年度 27 回目を迎える。継続して地域の人々に親しまれている。

広報の方法としては、大学のホームページに掲載するほか、チラシを広島市安佐北区館内の公民館、安佐南区、安佐北区の区民文化センターに配布し、また、安佐南区、安佐北区内の新聞に折り込みによる配布も行っている。また、受講者には、講座ごとに講座概要(シラバス)を作成・配布し、予習や復習などの便宜を図ってきた。

平成 22(2010)年度において、本学エクステンションセンターが企画・開講した公開講座は 17 講座であり、延べ 219 人の参加があった。内訳は人文系が 5 講座で 70 人、社会問題系が 1 講座で 2 人、IT 系が 1 講座で 20 人、趣味系が 1 講座で 18 人、芸術系が 5 講座で 75 人、育児・医療・福祉系が 1 講座で 10 人、地域課題解決系が 1 講座で 16 人、その他が 8 人であった。体験型の芸術分野の講座や IT、健康・福祉、時事問題および文学の講座が好評であったことや、通年開講であるにも拘らずリピーター受講者も擁することは前年度までと同様である。

この外、県内の大学・教育ネットワーク中国・広島市・財団法人広島市ひと・まちネットワークが連携して行う。「シティカレッジ」に次の講座を開講した

講座名：「原典で読む『百人一首』」 担当：森下教授 期日：9 月 15 日～10 月 20 日の毎週火曜日 18:00～19:30 会場：広島市まちづくり交流プラザ

#### [ソシオ学校]

本学では、平成 16(2004)年度から「ソシオ学校」(地域貢献型学校)の推進が全学園

目標の一つとして掲げられ、地域との連携を一層密接にするという方針打ち出された。「ソシオ学校」とは、地域社会と連動したより大きな教育システムを形成し、学園の教育活動がそのまま地域貢献となるような取り組みである。大学では、全学園目標を受けて、地域との協働によって新たな成果が期待されるプログラムについて検討を行い平成17(2005)年度から本格的な実施に着手した。

平成22(2010)年度に実施した事業は下記の通りである。

(心理教育相談センター)

本学心理教育相談センターが中心となって「子育て支援 NP プログラム」を実施した。大学院の教員及び多数の大学院生が参加し、①地域の母親を対象とした育児支援を実施すること、②母親参加型のプログラムとして、終了後も母親たちが地域の中で仲間として輪を広げていくこと、などを目的とした活動が行われている。

また、近隣地域の人を対象とした心理臨床に関わる課題の講演会を毎年1回開催している。

[安佐北区役所との連携]

本学では、平成21(2009)年度に安佐北区役所と「地域連携協力に関する協定書」を締結した。これは、大学と安佐北区役所それぞれが持つ人材、知識、情報等を共有し活用して相互に協力することにより、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とするものである。

平成22年度に連携して実施した事業は下記のとおりである。

1. 区民アカデミー講座(10月～11月, 1月～2月)

市民の多様化する学習ニーズへの対応を図るため、専門的内容の学習の場を提供する。

2. 広島文教女子大学インターンシップ(8月～9月)

大学生に公民館事業を体験してもらい、職業意識と地域連携意識を持ってもらう。

3. 大学祭への区役所及び公民館の出展(10月)

大学祭へ安佐北区及び区内の公民館が出展し、区や地域の魅力、特色等を紹介する。

4. 地域子育て支援事業(9月～2月)

地域で活動している育児サークル等の子育て学習会、後援会、研修会等に講師を派遣し、地域の子育てを支援する。

5. 広島文教女子大学 NP プログラム(10月～11月)

子育て中の母親の育児ストレスや育児不安軽減のための NP(Nobody's Prefect) プログラム

6. 「スマイルあさきた」1周年記念イベント(10月)

安佐北区常設子育て交流広場「スマイルあさきた」1周年記念イベントを開催する。

7. 思春期保健教室(11月)

思春期の心と体の発達について理解を深め、現状と課題を知ることにより、保護者が子どもたちとのかかわり方について学ぶ。

#### [地域へのボランティア活動]

ボランティア活動についてはエクステンションセンターを窓口として、地域社会のさまざまな機会に参加し、活動を行っている。

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域からの要請並びに広報の窓口を一元化するために設置した地域連携室を充実させる。

#### [基準 A の自己評価]

公開講座の実施，大学施設の開放，地域との連携，要請への対応など，多くの地域貢献活動を展開し，本学の持つ物的・人的資源を社会へ提供している。

また，本学の協力を前提として企画・実施される地域行事も複数あり，地域との協力関係も構築されており，今後更なる発展が期待される。